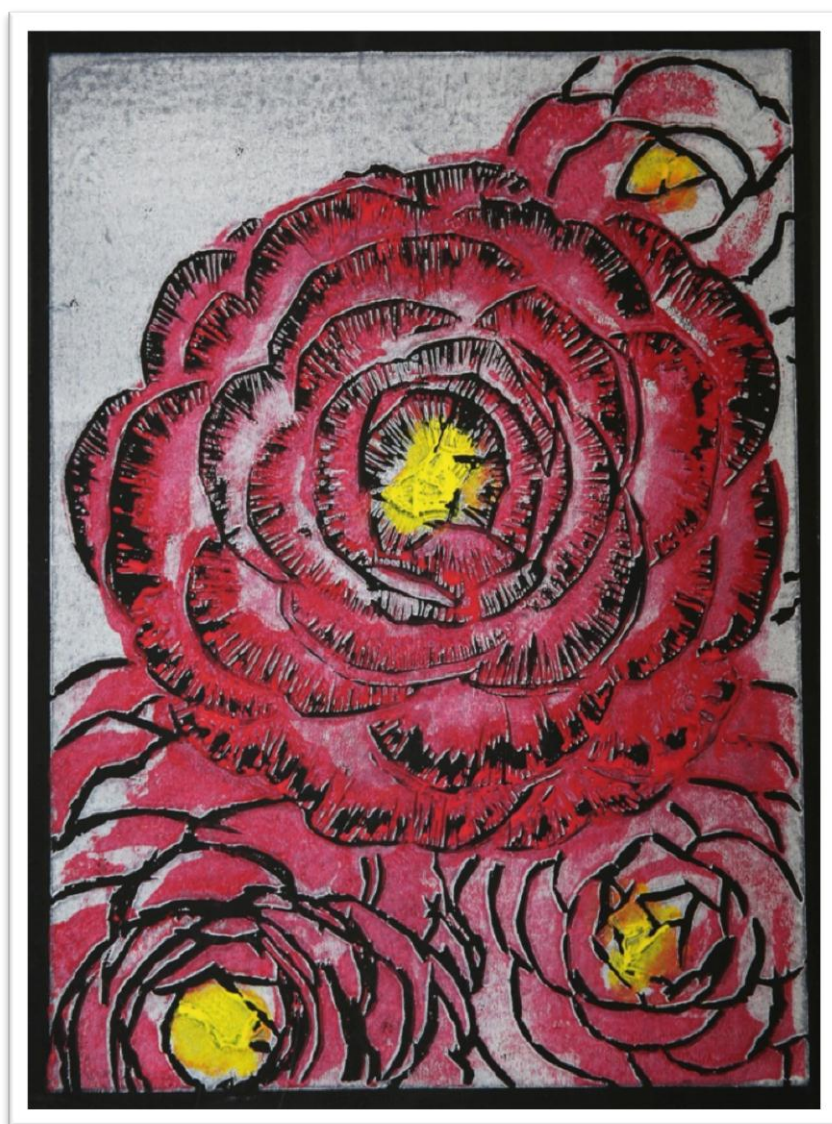


# 第三次須賀川市障がい者計画



平成 27 年 3 月

須 賀 川 市

表紙挿絵：『牡丹』 須賀川養護学校中学部2年 熊懷麗菜さん作

## はじめに

本市では、平成18年度から平成27年度までの10年間を計画期間とする「第二次須賀川市障がい者計画ー障がい者いきいきプランー」を平成19年3月に策定し、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」を基本理念に、障がいがある人もない人もともに生きる社会の実現を目指して、各種施策の推進に努めてまいりました。



この間、障害者虐待防止法、障害者総合支援法、障害者優先調達推進法の施行や障害者差別解消法が制定されるなど、障がい者福祉制度の集中的な改革が行われてきたところであり、障がい者を取り巻く情勢や環境は大きく変化してきております。

さらには平成23年3月に発生しました東日本大震災を教訓として、障がいのある人や高齢者が家族とともに地域で安心して生活ができるよう、災害時の福祉避難所の確保や、災害時避難行動要支援者避難支援プランに基づく要支援者の名簿登録を進め、地域での日常の見守り体制及び災害時の避難支援体制の構築を図っているところであります。

このような中、これらの変化に的確に対応していくため「第三次須賀川市障がい者計画」を策定いたしました。

本計画では、「障がいがある人もない人も、自分が望む地域で、お互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら共生する社会の実現」を基本理念に、啓発・広報をはじめ教育、就業など6つの部門で障がい者施策の展開を図ることとしております。

策定にあたりましては、「須賀川市障がい者計画等策定委員会」において、実態調査による課題抽出や現行計画の評価、計画期間内に重点的に取り組むべき施策などの検討を重ねてまいりました。

今後は計画の実現に向けて、保健、医療、福祉、教育、労働など関係機関が相互に連携し合い、それぞれの役割を果たしながら本計画に盛り込んだ各種施策を着実に進めてまいりますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、貴重なご意見を賜りました策定委員会の委員の皆様、タウンミーティングや実態調査等を通じて貴重なご意見、ご要望を賜りました関係各団体や市民の皆様、そして調査のためにご尽力いただきました関係諸機関の皆様に対し、心から感謝と御礼を申し上げます。

平成27年3月

須賀川市長 橋本克也



# 第三次須賀川市障がい者計画

## 目 次

第1章 計画の基本事項	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け、基本理念	1
3 計画の期間	2
4 計画の対象範囲	2
5 計画の推進	3
6 取組み経過	4
第2章 障がい者を取りまく現状と課題	7
1 障がい者の現状	7
2 障がい者を取りまく課題	10
3 第二次須賀川市障がい者計画(障がい者いきいきプラン)の経過、実績	14
第3章 施策の体系	17
第4章 施策の内容	19
1 啓発・広報	19
(1) 「支え合う」理念の普及	19
(2) 障がいを理解するための福祉教育の推進	20
(3) 障がい福祉サービス等の情報提供の充実	20
(4) ボランティア活動の推進	20
(5) 権利擁護、成年後見制度に関する啓発	21
2 保健・医療	22
(1) 障がいの早期発見、早期療育体制の充実	22
(2) 障がいの原因となる疾病等の予防	23
(3) 障がい者の健康づくりを支える環境整備	23
3 生活支援	24
(1) 障がい者本位の支援体制の整備	24
(2) 障がい者ケアマネジメント体制の確立	25
(3) 障がい福祉サービス等の充実	25
(4) 意思決定支援、意思疎通支援の体制の充実	25
(5) 地域移行の推進	25

4	教育・育成	27
(1)	一貫した療育支援体制の充実	27
(2)	障がい児保育、特別支援教育充実のための人材育成	28
(3)	社会的、職業的自立の促進	28
(4)	生涯学習活動の充実	28
5	雇用・就業	29
(1)	就労に向けた相談等の充実	29
(2)	多様な就労の場の確保	29
(3)	一般就労移行への支援体制の充実	30
(4)	福祉的就労の充実	30
6	生活環境	31
(1)	ユニバーサルデザインの推進	31
(2)	地域における暮らしの場の確保	31
(3)	地域における日常の防災意識の保持	32
(4)	災害発生時における支援体制の確保	32

<資 料>

1	須賀川市障がい福祉に関するアンケート調査概要報告書	33
2	須賀川市障がい者計画等策定委員会設置要綱	55
3	須賀川市障がい者計画等策定委員会委員名簿	57
4	用語解説	58

## 第1章 計画の基本事項

### 1 計画策定の趣旨

本市では、平成12(2000)年3月に「須賀川市障害者福祉計画(第一次計画)」を、平成19(2007)年3月に「第二次須賀川市障がい者計画」を策定し、障がい者施策の推進に努めてきました。

これまでの計画推進の経過を踏まえ、近年の目まぐるしい制度改正や将来にわたって国が進める障がい者福祉施策に対応するため、「第三次須賀川市障がい者計画」を策定いたします。合わせて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」)に定める「第4期須賀川市障がい福祉計画」を実施計画として策定し、連携して本市の障がい者施策を推進してまいります。

### 2 計画の位置付け、基本理念

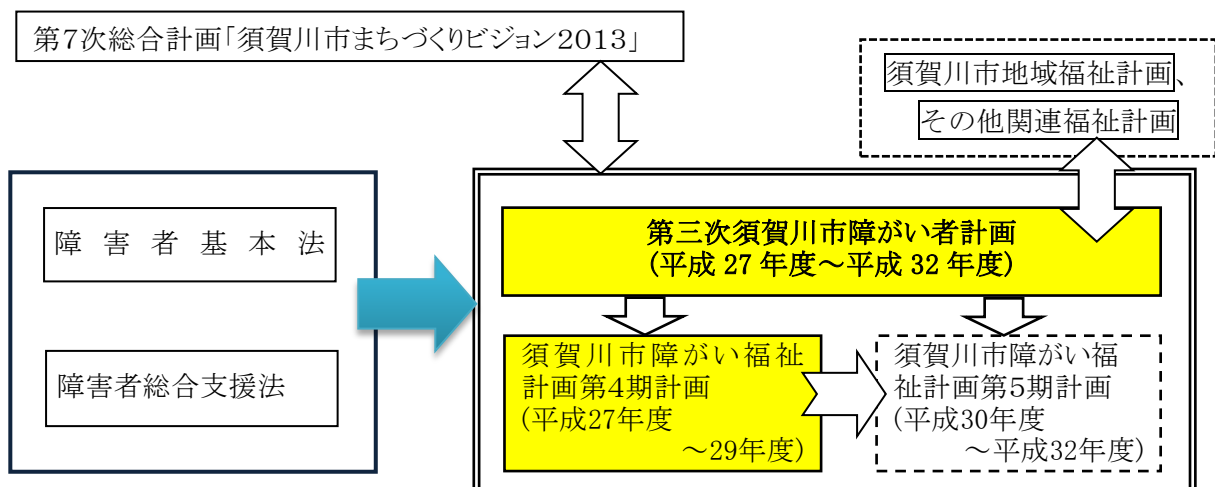
本計画は、障害者基本法第11条第3項に定める市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画(障がい者計画)として位置付けるものです。

先の第一次計画、第二次計画で掲げた「ノーマライゼーションとリハビリテーション」の基本理念を継承し、本市障がい者・障がい児の状況や課題、第二次計画の実績等を踏まえ、次の基本理念のもと障がい者施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

#### 【基本理念】

障がいがある人も障がいがない人も、自分が望む地域で、お互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら共生する社会の実現

また、本市まちづくりの指針である第7次総合計画「まちづくりビジョン2013」を上位計画とし、「須賀川市地域福祉計画第2次計画」や「須賀川市健康増進計画」、「須賀川市第7次高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」、「須賀川市子ども・子育て支援事業計画」等他の福祉分野の個別計画との連携及び整合性を保つものとします。

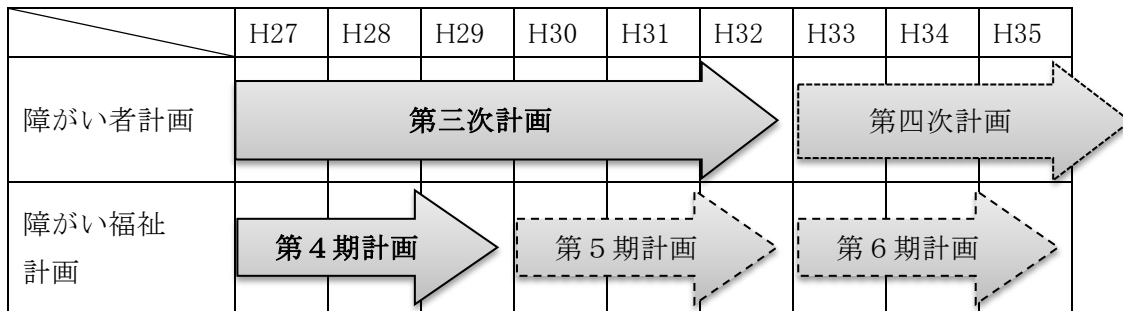


### 3 計画の期間

本計画は、平成27(2015)年度から平成32(2020)年度までの6年間で計画期間とします。

第4期須賀川市障がい福祉計画は、平成27年度から平成29(2017)年度までの3年間で計画期間とします。

なお、国の障がい者制度改革の動向も含め、社会情勢等の変化に伴って必要な調整を図るものとします。



### 4 計画の対象範囲

市障がい者計画においては、身体、知的、精神の三障がいに加え、自閉症スペクトラム等の発達障がい、難病患者等を各種施策の対象者としてきました。

今計画においても引き続き障害者基本法が定義する「障害者」を施策の対象者とします。また、すべての市民の理解と協力があつてこそ計画の推進が図られるため、この計画は、障がい者をはじめとするすべての市民を対象として進めます。

#### 障害者基本法

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。



## 5 計画の推進

### (1) 役割分担

#### ア 行政の役割

市は近隣市町村等と協力し、様々な機関・団体等と連携した支援のネットワークづくりを強化し、障がい者が地域で自立して生活できるような仕組みづくり、環境整備に努めます。また、障がいに関する様々な情報発信に努めます。

#### イ 事業者、障がい者団体等の役割

障がい福祉サービスを担う事業者や障がい者の支援機関には、各事業者間、関係機関のネットワークをより強化し、連携、協力し合いながら障がい者支援に取り組み、安定したサービス等の提供、情報交換、情報共有等を進めることが期待されます。

#### ウ 企業の役割

障がいのある人の自立した生活に向け、雇用の機会の拡大を図るとともに、それぞれの障がいを正しく理解し、障がいのある人が長く働き続けることのできる社内環境を整えていくことが期待されます。

#### エ 地域の役割

障がいのある人やその家族が孤立することのないよう、困ったときに気軽に相談できるような隣近所の繋がりや、「お互い様」の気持ちで身近な地域で支え合いながら暮らすことのできる環境づくりに取り組むことが期待されます。

#### オ 市民の役割

障がいがあっても積極的に社会参加に取り組むことが期待されます。

障がいがある人に対する正しい理解と意識を持って、誰もがお互いに尊重し、支え合いながら生活していける社会づくりに努めていくことが期待されます。

### (2) 推進体制

#### ア 須賀川地方地域自立支援協議会

障害者総合支援法に基づき設置している須賀川地方地域自立支援協議会は、障がいのある人がこの地域で安心、安全に暮らしていくために、福祉、医療、教育、雇用等の関係機関がネットワークを構築し、その支援のシステムづくりを協議する場です。第三次障がい者計画の進ちょく状況を点検、確認する場として位置付けます。

また、協議会を円滑に進めるため専門的に研究、検討を行う下部機関として、生活支援部会、就労支援部会、事業所部会の3つの専門部会を組織し、障がい者を取り巻く環境の改善、障がい者の就職に向けた支援、障がい者が地域で暮らすための障がい福祉サービスの充実や、生活に困難を生じた場合の支援など個別具体的な協議を行っています。第4期障がい福祉計画の目標達成状況を点検、確認する場として位置付けます。

#### イ 行政

市は、本計画の担当である健康福祉部社会福祉課が中心となり、市の関係部局とともに

に各施策の計画的、効果的な推進を図ります。

また、各施策の進ちょく状況を把握し、計画の進行管理を行い、その結果を須賀川地方地域自立支援協議会及び各専門部会に報告します。

さらに、国の障がい者福祉施策の改革等の動向を注視し、国や県、社会福祉法人、障がい者団体、障がい福祉サービス事業所等との連携、協力体制のもと必要に応じて計画の見直しを行い、次の計画や施策に反映させていきます。

## 6 取組み経過

### (1) 市の取組み

本市は、平成12(2000)年3月「須賀川市障害者福祉計画」(計画期間：平成12年度～平成17(2005)年度)を策定し、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念のもと「完全参加と平等」の実現を掲げ、障がい者施策の推進に努めてきました。

平成18(2006)年4月に障害者自立支援法が施行され、従来の障がい種別ごとに提供されてきた障がい福祉サービスの一元化、施設や事業の再編など、大きな制度改革が行われるとともに、市町村障がい者計画とは別に、計画期間を3年間とし障がい福祉サービスについての目標値等を定めた「障がい福祉計画」の策定が義務づけられました。

このため、「障がいがある人もない人もともに生きる社会の実現」を目指し、社会情勢の変化に合わせて施策を見直し、本市の実情に即した施策を推進するため、平成19(2007)年3月「第二次須賀川市障がい者計画『障がい者いきいきプラン』(計画期間：平成18(2006)年度～平成27(2015)年度の10か年)」と、「第1期須賀川市障がい福祉計画」(平成18(2006)年度～平成20(2008)年度)を策定しました。

その後、第二次須賀川市障がい者計画の計画期間内に、「第2期須賀川市障がい福祉計画(計画期間：平成21(2009)年度～平成23(2011)年度)」、「第3期須賀川市障がい福祉計画(計画期間：平成24(2012)年度～平成26(2014)年度)」を策定し、「障がいがある人もない人も、住み慣れた地域で安全、安心に暮らせる社会の実現」を目指し各種施策を進めるとともに、須賀川地方地域自立支援協議会で活発に協議、検討を行い、障がい福祉サービスや相談支援体制などの確保と充実に努めてきました。

### (2) 国における取組み

国では、国連で宣言された「国連・障害者の十年」に向けた国内行動計画として初の「障害者対策に関する長期計画」を昭和57(1982)年に策定、平成5(1993)年に後継計画として「障害者対策に関する新長期計画」を、平成14(2002)年には障害者基本法に基づく「障害者基本計画」を策定し、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念のもと、障がい者施策の総合的かつ効果的な推進に努めてきました。

この基本計画では、目指すべき社会を「障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う『共生社会』とする」ことを掲げ、その実現のため平成16(2004)年に発達障害者支援法、平成17(2005)年に障害者自立支援法、平成18(2006)年に改正教育

基本法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の制定を進めました。

また、障がい者の権利及び尊厳を保護・促進する観点から、国連で平成20年に発効された障害者権利条約の締結に向けた国内法の整備を進めてきました。

平成23(2011)年の障害者基本法の改正において、「日常生活又は社会生活において障害者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずる」という、いわゆる「社会モデル」に基づく障がい者の概念や、障害者権利条約にいう「合理的配慮」の概念が盛り込まれるとともに、国内において障害者基本計画の実施状況の監視、勧告機関として障害者政策委員会が設置されました。

平成24(2012)年にはそれまでの障害者自立支援法に代わる障害者総合支援法が施行され、同年10月に障がい者虐待の防止と養護者支援の促進、障がい者の権利擁護を目的として「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行されました。

平成25(2013)年4月には障がい者就労施設等の受注の機会を確保し、障がい者就労施設等が供給する物品などに対する需要の増進を図るため、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行されました。また同年6月、改正障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障がいを理由とする差別解消の推進を目的に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定されました。さらに同月、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律も施行されました。

このように国内法の整備、制度改革を進めた上で、平成26(2014)年1月20日に障害者権利条約の批准書を寄託し、2月19日から同条約の効力が発生しました。

### (3) 県における取組み

福島県においては、平成6(1994)年に福島県障害者計画「障害者自立・共生ふくしまプラン」を、平成9(1997)年にはこの計画の行動計画として福島県障害者施策推進行動計画「自立・共生アクションプラン」を策定し、平成15(2003)年度までこの2つの計画により、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

平成15年度の措置制度から支援費制度への移行や、平成16(2004)年の改正障害者基本法の施行を踏まえ、平成16年度には「障がいのある人もない人も、お互いに人格、人権、個性を尊重し、ともに生きる社会の実現」を基本理念に、平成22(2010)年度を目標年度とした「第2次福島県障がい者計画」を策定しました。

その後、平成19年3月に障害者自立支援法に基づく「第1期福島県障がい福祉計画」（計画期間：平成18年度～平成20年度）を、平成21年3月には「第2期福島県障がい福祉計画」（計画期間：平成21年度～平成23年度）を策定し、平成22年3月に障害者基本法に基づく障がい者基本計画と障害者自立支援法に基づく障がい福祉計画との一体化を図り、それま

での第2期福島県障がい福祉計画を包含する「うつくしま障がい者プラン」（計画期間：平成22年度～平成26(2014)年度）を策定しています。

さらに、平成25年3月に「第3期福島県障がい福祉計画」（計画期間：平成24年度～平成26年度）を策定し、障がい者施策を推進してきました。



## 第2章 障がい者を取りまく現状と課題

### 1 障がい者の現状

#### (1) 身体障がい者

身体障害者手帳交付者は、平成26(2014)年4月1日現在、3,292人で、障がい部位別では、「肢体不自由者」が1,882人で最も多く全体の57.2%を占め、次いで「内部障がい者」、「聴覚、平衡機能障がい者」、「視覚障がい者」、「音声言語機能障がい者」の順になっています。

等級別では、「1・2級」の重度障がい者が最も多く1,692人(51.4%)、次いで「3・4級」の中度が1,201人(36.5%)、「5・6級」の軽度が399人(12.1%)となっています。

年齢別では、平成26年4月1日現在、18歳未満46人、18歳以上64歳未満901人、65歳以上2,345人であり、全体に占める65歳以上の割合は71.2%と、年々高齢化の傾向にあります。

身体障害者手帳交付者数（部位別）

平成26年4月1日現在

	合計	視覚	聴覚、 平衡機能	音声、 言語、 そしゃく	肢体不自由	内部
人数	3,292人	192人	248人	27人	1,882人	943人
比率	100.0%	5.8%	7.5%	0.8%	57.2%	28.7%

身体障害者手帳交付者数（等級別）

平成26年4月1日現在

	重度			中度			軽度		
	計	1級	2級	計	3級	4級	計	5級	6級
人数	1,692人	1,158人	534人	1,201人	446人	755人	399人	197人	202人
比率	51.4%	35.2%	16.2%	36.5%	13.6%	22.9%	12.1%	6.0%	6.1%

身体障害者手帳交付者数（年齢別）

平成26年4月1日現在

	18歳未満	18歳～64歳	65歳以上
人数	46人	901人	2,345人
比率	1.4%	27.4%	71.2%

身体障害者手帳交付者数（年別、障がい別）

各年4月1日現在

	視覚	聴覚	音声	肢体	内部	計	市人口	割合
26年	192人	248人	27人	1,882人	943人	3,292人	78,320人	4.20%
25年	185人	241人	29人	1,815人	924人	3,194人	78,483人	4.07%
24年	174人	232人	30人	1,777人	896人	3,109人	78,721人	3.95%

身体障害者手帳交付者数（年別、級別）

各年4月1日現在

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
26年	1,158人	534人	446人	755人	197人	202人	3,292人

25年	1,131人	521人	433人	713人	194人	202人	3,194人
24年	1,101人	501人	431人	670人	201人	205人	3,109人

(2) 知的障がい者

知的障がいによる療育手帳交付者は、平成26(2014)年4月1日現在で670人、程度別では重度Aが262人、中・軽度Bが408人となっています。

年齢別では、18歳未満が160人、18歳以上が510人となっています。

施設利用状況は、平成26年4月1日現在、知的障がい者施設への入所者は51人、障がい児入所施設への措置入所者は12人です。また、障がい福祉サービス事業所(就労移行支援、就労継続支援A・B型、生活介護)には316人が通所しています。

療育手帳交付者数(程度別) 平成26年4月1日現在

	重度 A	中・軽度 B	計
人数	262人	408人	670人
比率	39.1%	60.9%	100%

療育手帳交付者数(年齢別) 平成26年4月1日現在

	18歳未満	18歳～64歳	65歳以上	計
人数	160人	444人	66人	670人
比率	23.9%	66.3%	9.8%	100%

療育手帳交付者数(年別) 各年4月1日現在

	18歳未満			18歳以上			合計	市人口	割合
	A	B	計	A	B	計			
26年	53人	107人	160人	209人	301人	510人	670人	78,320人	0.86%
25年	53人	110人	163人	207人	289人	496人	659人	78,483人	0.84%
24年	54人	107人	161人	205人	275人	480人	641人	78,721人	0.81%

(3) 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳交付者は、平成26(2014)年4月1日現在で343人、障がい程度別では、1級が54人、2級が203人、3級が86人となっています。

自立支援医療費(精神通院)の制度活用による通院治療患者数は894人という状況です。

精神障害者保健福祉手帳交付者数(年別) 各年4月1日現在

	1級	2級	3級	計	市人口	割合
26年	54人	203人	86人	343人	78,320人	0.44%
25年	68人	201人	63人	332人	78,483人	0.42%

24年	66人	186人	62人	314人	78,721人	0.40%
-----	-----	------	-----	------	---------	-------

(4) 発達障がい者（児）

平成22年の障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正並びに平成23年の障害者基本法の改正により、発達障がい者が各法の対象となることが明文化されました。

発達障がいのある人のなかには療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を所持している人もいますが、発達障がい者を対象とした手帳はなく、その正確な数の把握は困難です。

(5) 難病等

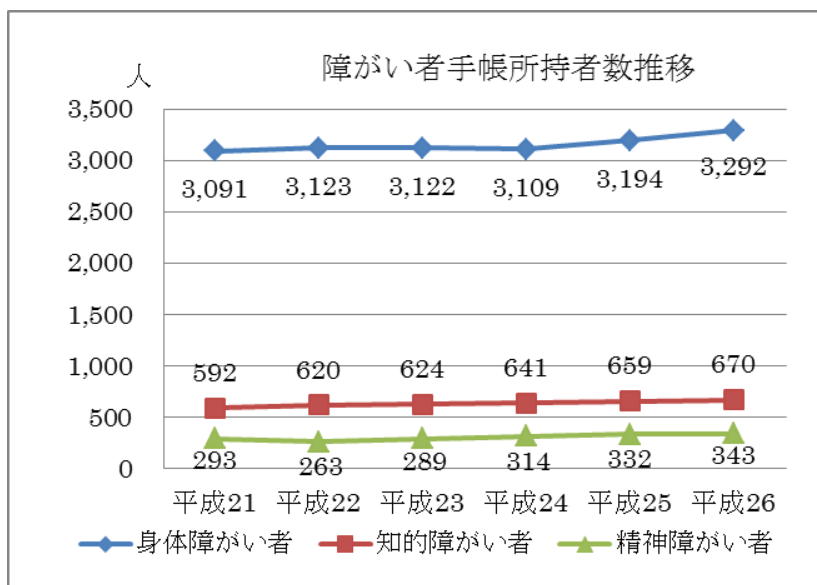
平成25年4月施行の障害者総合支援法に定める障がい者（児）の対象に難病等が加わりました。障害者総合支援法における難病等の範囲は、平成27年1月1日から「障害者総合支援法対象疾病検討会」が取りまとめた第1次疾病として151疾患及び関節リウマチとされました。

難病の人の中には身体障害者手帳を所持している人、151疾患のうち特定疾患治療研究事業対象の110疾患の対象者がいますが、それ以外の難病の対象者については正確な数の把握は困難です。

(参考) 特定医療費受給者証発行件数 各年度3月末日現在

年 度	23 年度	24 年度	25 年度
所持者数	496 件	495 件	534 件

(県中保健福祉事務所調査)



## 2 障がい者を取りまく課題

### (1) 障がい福祉に関するアンケート調査（平成26年8月実施）の結果

#### ア 健康状態と日常生活に必要な支援

身体障がい者は、30%前後が「風呂」・「歩行」といった行動への介助を必要としています。

知的障がい者のうち発達障がいを合わせ持っている人は60%を占め、外出や移動に支援が必要な人が増えています。また、一人で「食事」・「トイレ」をできる人が前回調査時（平成18年7月実施）より減少し、健康度合や自立度の低下がみられます。さらにはコミュニケーションの困難な人が増加し、このような人に対する支援がこれからの課題です。

精神障がい者は、全体的に3級判定を受けた人に増加傾向が見られ、障がいの程度が軽減しているようにも取れますが、「金銭管理」、「家事」、「心配事の相談」、「通院」、「買物」、「公共交通機関の利用」などの日常生活動作で介助を必要としている割合が50%以上と高くなっています。

総じて社会参加への意欲は高く、就労を実現するサービスや自立生活への訓練や支援を求める声が多くなっています。通院では、身体障がい者は「透析」などで市内での受診が多いですが、知的障がい者や精神障がい者は市外の医療機関での受診が多く、移動手段に関する支援を求める声が多くなっています。

#### イ 各種サービスの利用と満足度

障がい福祉サービスの利用状況は、障がい者全体の10%程度ですが、知的障がい者は「生活介護」、「移動支援」などの利用が多くなっています。利用者のサービス満足度は30%程度で、不満と回答した人の多くは、利用量を増やせば満足すると回答しています。

今後のサービス利用意向は、各障がい者とも「相談支援」が最も多く、身体障がい者は「日常生活用具の給付」や「移動支援」、知的障がい者は「行動援護」や「自立訓練」、精神障がい者は「行動援護」や「自立訓練」、「日中一時支援」の各サービスに対するニーズが高くなっています。

介護保険対象年齢の身体障がい者が利用する介護保険サービスでは、「福祉用具貸与・購入、住宅改修」、「通所介護（デイサービス）」、「通所リハビリテーション（デイケア）」などの利用が多く、障がい福祉サービスでもニーズが高い「日常生活用具の給付」、「移動支援」と関連しています。

視覚障がい、聴覚・言語障がいの人が身のまわりの情報で充実してほしいものは、「手話や字幕付きのビデオやテレビ放送」が最も多くなっています。

#### ウ 悩みごとの相談相手や将来への不安

将来への不安で最も多い回答は『高齢になった時のこと』です。知的障がい者は親と生活する未婚者が多いこともあり、「将来一緒に暮らす家族がいるか」、「地域の中で暮らしていけるか」、「働く場があるか」、「結婚できるか」など自立生活に関する項目



が不安との回答が多くなっています。精神障がい者も同様に、「将来一緒に暮らす家族がいるか」、「十分な収入があるか」を不安視している人が多い状況です。

悩みごとの相談相手は、各障がい者とも家族や親戚などの身内が一番多く、他には日ごろ係わっている施設職員などに相談している実態がうかがえます。サービス等の利用計画を立てる「相談支援専門員」を相談相手としている人も増加しています。

#### エ 就労に関する課題や必要な支援

身体、知的、精神の障がいのうち就労割合が最も多かったのは知的障がい者で、約50%が何らかの形で就労しています。正規従業員での就労割合は身体障がい者が最多ですが、知的障がい者や精神障がい者も正規従業員の割合が前回調査時よりも増加しています。各障がい者とも自宅で過ごす人が減少していることから、就労意欲が高まってきていること、就労可能な環境も整ってきていることがうかがえます。

仕事の悩みは、いずれの障がい者も「収入の少なさ」がトップですが、知的障がい者では「コミュニケーション」に加え「人間関係」も増加しており、対人関係の悩みへの対応が課題です。

精神障がい者は、「疲れやすさ」など体力的な悩みが大きく増えています。

知的障がい者には高い労働意欲を持った人も多く、「障がいにあった仕事の開発」や「職場の理解」、「ジョブコーチの支援」などのニーズが高まっています。特に「障がいに合った仕事の開発」に関するニーズは高く、事業者が求める能力と障がい者の能力をよりマッチングさせた雇用を進めるとともに、障がい者自身の能力向上支援も必要です。

また、全体的に、周りの人に障がいに対する理解を求める意見が増加しており、障害者差別解消法の施行に合わせ、障がいを持ちながら働くことに対して周囲の理解が深まるよう対策を進めること、就労支援の体制充実なども求められています。

#### オ 地域生活への支援の充実

将来の生活場所については、各障がい者とも「自宅で暮らしたい」と考える人が50%以上となっています。知的障がい者では特に「グループホームなどで暮らしたい」との回答が現在のグループホーム居住者数を上回り、また「病院や福祉施設で暮らしたい」との意向も増加するなど、自宅以外の居住ニーズも徐々に増えています。

主な介助者も医療機関や施設職員の割合が増加していることから、生活や介助の拠点が「自宅（家族）」から「福祉サービス施設や介護施設」へと移行しており、自宅以外の場所での支援体制の充実がうかがえます。

「障がい者が自立し、暮らしやすくなる地域をつくるために必要なこと」の問いにおいても、「年金などの経済的な援助を増やしてほしい」という経済的基盤に次いで、「安心して暮らせる施設の増加」を求める声が多く、自宅から離れ自立した生活に対する需要が高まっています。また知的障がい者では、「障がいのある人に対するまわりの理解を深めてほしい」、「障がいのある友達と一緒に暮らすグループホームなどを増やしてほしい」という声が多く、精神的に安定した生活を送るための支援や基盤整備

が求められています。

#### カ 地域とのかかわり

各障がい者とも、週3回以上の外出割合は40～50%と増加し、外出頻度が高くなっています。また、外出時に感じる不便も前回調査時に比べ減少しています。

その一方で、知的障がい者や精神障がい者では「必要なときにまわりの人の手助け・配慮が足りない」との意見が多くなっています。障がい者に対して周囲の理解が深まるよう啓発を継続していくことで、障がい者が社会活動に参加しやすい環境が整い、地域との関わりが次第に深まっていくことが重要です。

障がいに対する市民の理解については、「どちらともいえない」との回答が前回調査時よりも増加しており、理解が進んでいるといえない状況です。

一方、障がい者自身が地域とのかかわりの中で今後積極的に参加したいことは、「旅行」、「買物」が主で、知的障がい者では「趣味などのサークル活動」との回答が増えています。障がい者自身も近所の人との付き合いが少なくなっていることから、地域活動への意欲をくみ取り、障がい者も障がいのない人も、共に楽しい時間を過ごせるような心配りが求められます。なお、前回調査で「とくに何もしたくない」という回答が多かった精神障がい者についても、今回の調査では回答数が減少しており、地域活動への意欲がみられます。

#### キ 緊急時の課題

災害などの緊急時に、知的障がい者の70%弱が「一人では避難できない」と回答しており、認識・判断力に対する援助や避難する際の支援が課題となっています。

さらに、避難所生活においても「医療措置の必要性」、「集団生活に対応できない」など、障がいの程度や種類によって感じる不安も様々であり、東日本大震災の経験から避難所生活に対する不安も増大しています。

これに対して、災害弱者と呼ばれる要介護高齢者や障がい者に対応するため福祉施設などと協定を結び設置した「福祉避難所」について、その認知度は15%以下という結果でした。このため、避難所の位置や内容を含めた、有事の際の避難支援について、周知方法等を検討し、あらためて認識してもらうことが重要です。

(2) 障がい者関係団体との意見交換会（平成26年9月～10月実施）の結果

市内の障がい者関係団体に対し、タウンミーティングと題して市との意見交換会の開催を依頼し、合計11団体とそれぞれ意見交換会を実施しました。

その結果、各団体から以下のような意見をいただきました。

- 保護者が高齢や要介護状態となり障がい者の面倒を看られなくなった場合、本人の地域生活の場（グループホームや障がい者が入居できるアパートなど）の確保。可能な限り市街地など利便性に富む場所への設置。
- 一人暮らし障がい者や知的障がい者の保護者の急病、災害時など緊急時の連絡が困難な場合の連絡体制の整備（連絡先一覧の作成、防災無線の情報の視覚化、定期的な安否確認など）。
- 保育所や幼稚園、事業所職員などの障がいに関する専門知識の向上、人材育成のためのスキルアップ研修の実施。
- 障がい者の経済的自立を促すための、障害年金以外の収入の確保（事業所工賃の向上や、一般就労として受け入れてくれる企業の開拓など働く場の提供）。
- 公共施設の段差解消や多目的トイレの設置などのバリアフリー化の拡大。
- 事業所への通所等移動手段確保のための交通機関の整備。
- 手話通訳者・要約筆記者の増員（そのための養成講座や制度の周知）。
- 地域住民や企業などへの障がい者に対する理解の促進、偏見・差別の解消。
- 障がい者の金銭・財産管理をお願いする「あんしんサポート」や成年後見制度の周知。
- 災害時のために、ストーマ装具の公共施設内への備蓄の検討。



3 第二次須賀川市障がい者計画（障がい者いきいきプラン）の経過、実績

部 門	施策の内容		施策の細項目	実績、経過など
I 啓発・広報	1 啓発・広報活動の推進	(1) 障がい者への理解を深めるための情報提供	ア マスメディアの活用 イ 広報活動の充実 ウ 啓発資料の作成配布 エ 各種イベントの開催	12月の障がい者週間に合わせた広報特集記事の掲載 障がい福祉のごあんないパンフレット作成 障がい福祉事業所ガイダンスの開催 障がい者理解市民講座、障がい者支援研修会の周知 等
		(2) 「障害者週間」等を中心とした啓発・交流事業の推進	ア 「障害者週間」の記念事業の推進 イ 各種週間・月間等の行事の広報	
	2 福祉教育の推進	(1) 学校教育における福祉教育の促進	ア 小・中学校における福祉教育の実践 イ 交流体験学習の推進	特別支援学級児童生徒と交流学习や他の障がい福祉事業所等との交流事業 障がい者理解市民講座の開催 障がい者支援研修会の開催 障がい福祉サービス事業所見学会 等
		(2) 社会教育における障がい者理解の促進	ア 福祉講座等の開催 イ 職員研修の充実	
	3 ボランティア活動の推進	(1) ボランティア活動への理解と参加の促進	ア ボランティア活動への理解と参加の促進	ふれあい祭り、環境美化運動への参加
	II 保健・医療	1 病気や障がい等の予防対策の充実	(1) 母子保健事業の充実	ア 早期発見・早期治療・早期療育の推進
イ 障がいのある子どもとその家族への支援体制の充実				
(2) 生活習慣病予防対策の充実			ア 生涯を健康で安心して暮らせる一次予防の推進	健康相談・健康教育・特定健康診査・特定保健指導・各種がん検診事業の実施、健康学習グループ活動、健康づくり情報の啓発、健康診査、訪問指導事業等の実施
			イ 病気の早期発見・早期治療体制の確保	
(3) 介護予防事業の推進			ア 介護予防普及啓発	健康相談・健康教育事業の実施、介護予防普及啓発事業の実施、二次予防事業対象者把握、二次予防事業（運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上）の実施
			イ 生活機能低下の早期発見・機能向上	
2 障がい者の自立と社会参加のための健康づくりの推進		(1) ノーマライゼーションの普及啓発	ア 地域との交流推進	ふれあい祭りの開催、健康づくりの会活動への参加 障がい福祉事業所ガイダンスの開催、事業所見学会の実施
			イ ノーマライゼーションに関する啓発活動の充実	
		(2) 障がい者の教育・相談支援体制の充実	ア 教育・相談支援体制の充実	精神ケア（ゆったりクラブ）、こころの健康相談の実施
			(3) 障がい者の健康づくりを支える環境整備	ア 地域医療の充実
イ 関係機関・関係団体の地域社会相互の連携強化				
ウ 健康づくり組織の育成支援				

部 門	施策の内容		施策の細項目	実績、経過など	
Ⅲ 生活支援	1 在宅福祉の推進	(1) 情報提供・相談体制の充実	ア 情報提供の推進	障がい者相談支援事業所の設立、相談支援専門員の充実 手話通訳者、手話通訳専任職員、要約筆記専任職員等の設置、派遣	
			イ 相談体制の充実		
			ウ コミュニケーション手段の確保		
		(2) 生活支援対策の充実	ア 生活安定のための各種制度・事業の推進		障がい福祉サービスの充実、障がい児支援の充実 各種手当、障がい者手帳所持による各種サービス・軽減措置、 地域生活支援事業（日常生活用具支給、訪問入浴サービス、日中一時支援、移動支援）の実施
			イ 経済的負担の軽減		
			ウ 在宅福祉サービスの充実		
			エ 福祉機器・用具のサービスの充実		
		(3) 訓練の充実と社会参加のための施策の充実	ア 訓練の充実		職場体験実習、企業実習の実施 移動支援事業、自動車改造・自動車運転免許取得助成の実施
			イ 社会参加促進のための施策の充実		
	2 施設福祉の推進	(1) 施設福祉サービスの充実	ア 障がい者施設サービスの充実	障がい福祉サービス施設の建設助成	
	3 地域福祉の推進	(1) 地域福祉ネットワークの充実	ア 総合福祉センターの活用	各種団体活動拠点、障がい者の憩いの場としての総合福祉センター活用（震災前） 須賀川市地方地域自立支援協議会による連携強化	
			イ 地域福祉ネットワークの充実		
		(2) ボランティア活動の推進	ア ボランティア活動の育成と活動の活性化	手話サークルあゆみ会、音訳サークルかわせみ、点訳ふれあいの会等ボランティア団体の活動活性化、社会福祉協議会によるボランティア育成 身障者福祉会、親の会等への支援	
イ ボランティア活動の育成と拠点の確保					
(3) 障がい者団体の活動の推進	ア 障がい者関係団体の育成と活動の充実強化				
4 権利擁護の推進	(1) 成年後見制度の利用の推進	ア 成年後見制度の利用の推進	成年後見制度利用支援事業の創設		
	(2) 地域福祉権利擁護事業の利用の推進	ア 地域福祉権利擁護事業の利用の推進	あんしんサポート事業（金銭管理事業）の実施		
Ⅳ 教育・育成	1 教育施策の充実	(1) 教育施策の充実	ア 就学前の教育の充実 イ 学校教育の充実	障がい児支援事業所の充実 特別支援教育支援員の配置	
	2 生涯学習施策の充実	(1) 生涯学習施策の充実	ア 生涯学習施策の充実	公民館、図書館等のバリアフリー化	
Ⅴ 雇用・就業	1 雇用の促進と安定	(1) 雇用の促進	ア 障がい者雇用体制の確立	地域自立支援協議会就労支援部会による企業見学、企業実習 須賀川地区経営者協会等への障がい者雇用講座	
			イ 雇用促進のための制度充実		
			ウ 授産事業の振興促進		
		(2) 障がい者の職業的自立の促進	ア 職場定着のための相談指導の充実	就労移行支援事業の充実、就労継続支援事業所の新設、グループホームの整備	
			イ グループホームの整備の充実		
			ウ 授産事業の振興促進		
	2 就業機会の拡大	(1) 就業機会の拡大と充実	ア 障がい者の就業相談、訓練情報等の広報推進	地域自立支援協議会就労支援部会による企業見学、企業実習 須賀川地区経営者協会等への障がい者雇用講座 障がい者雇用に向けた各種団体への周知	
			イ 障がい者雇用事業主への援助事業広報の推進		
ウ 障がい者職業能力開発施設の情報提供の促進					
(2) 福祉的就労の支援		ア 福祉的就労の支援	就労継続支援事業所（A型・B型）の充実		

部 門	施策の内容		施策の細項目	実績、経過など
Ⅵ 生活環境	1 やさしいまちづくりの推進	(1) やさしいまちづくりの推進	ア 福祉・建設・交通相互の連携とネットワーク化の推進	ユニバーサルデザインの推進、市内10公園のバリアフリー化（条例改正による新公園施設はバリアフリー化）、バリアフリー新法による施設建築 ★ 震災後の環境整備については課題事項
			イ 総合的な福祉のまちづくりの推進	
			ウ 市民・民間事業者、関係行政機関のまちづくりに対する理解と協力の普及	
			エ 既存事業や関連施設（公共、民間）との整合と連携	
		(2) 移動交通対策の推進	ア 福祉バス運行事業の支援	各種移動支援策（ワンステップバス、移動支援事業、タクシー料金助成等）の充実、歩道の点字ブロック等の整備 手話通訳・要約筆記等の派遣制度の充実（全国区） ★ 震災後の生活環境整備については課題事項
			イ 移動支援事業の実施	
			ウ 手話通訳奉仕員等派遣制度の充実	
			エ 重度心身障がい者福祉タクシー料金助成事業の充実周知	
			オ 歩道等の整備促進	
	(3) 防犯・防災対策の推進	ア 防犯対策の推進	災害時避難行動要支援者台帳整備と地域との支援連携、福祉避難所設置 FAX110番通報周知、緊急通報システム貸与	
		イ 防災対策の推進		
	2 住環境の整備促進	(1) 安全で快適な住環境の確保	ア 公営住宅の供給の充実と促進	市営住宅の障がい者・高齢者枠、住宅改修の助成 ★ 喫緊の課題（GHの空きがない）
イ 障がい者グループホームの推進				
(2) 住宅改善の充実		ア 住宅改善の相談推進	住宅改修助成（20万）、日常生活用具支給の実施 社会福祉協議会による福祉資金の貸付	
		イ 住宅整備改善への補助充実		
Ⅶ 芸術文化・スポーツ	1 文化活動の充実	(1) 文化活動参加の支援	ア 生涯学習、芸術文化施設の条件整備の充実	公民館、図書館、文化センター等公共施設のバリアフリー化、障がい者用トイレ改修 ★文化活動参加促進等は課題事項
			イ イベントへの参加	
			ウ 青少年の文化活動参加への促進	
		(2) 芸術文化活動への支援	ア 芸術文化活動への取り組みに対する支援	公民館による、障がい者施設等の作品も含めた文化祭の開催、各種大会・行事への後援
			イ 生涯学習における情報の提供	
			ウ スポーツ指導者の養成推進	
	2 スポーツ・レクリエーション活動の充実	(1) スポーツ・レクリエーション活動の充実	ア 障がい者スポーツ交流の推進	福島県障がい者スポーツ大会の周知と参加選手の推薦 須賀川市体育協会からの激励金の支給 レクリエーションスポーツ団体による障がい者施設での交流、実施
			イ 障がい者の行事、スポーツ等への参加のための条件整備の充実	
ウ スポーツ指導者の養成推進				
エ 障がい者スポーツ団体の育成支援				

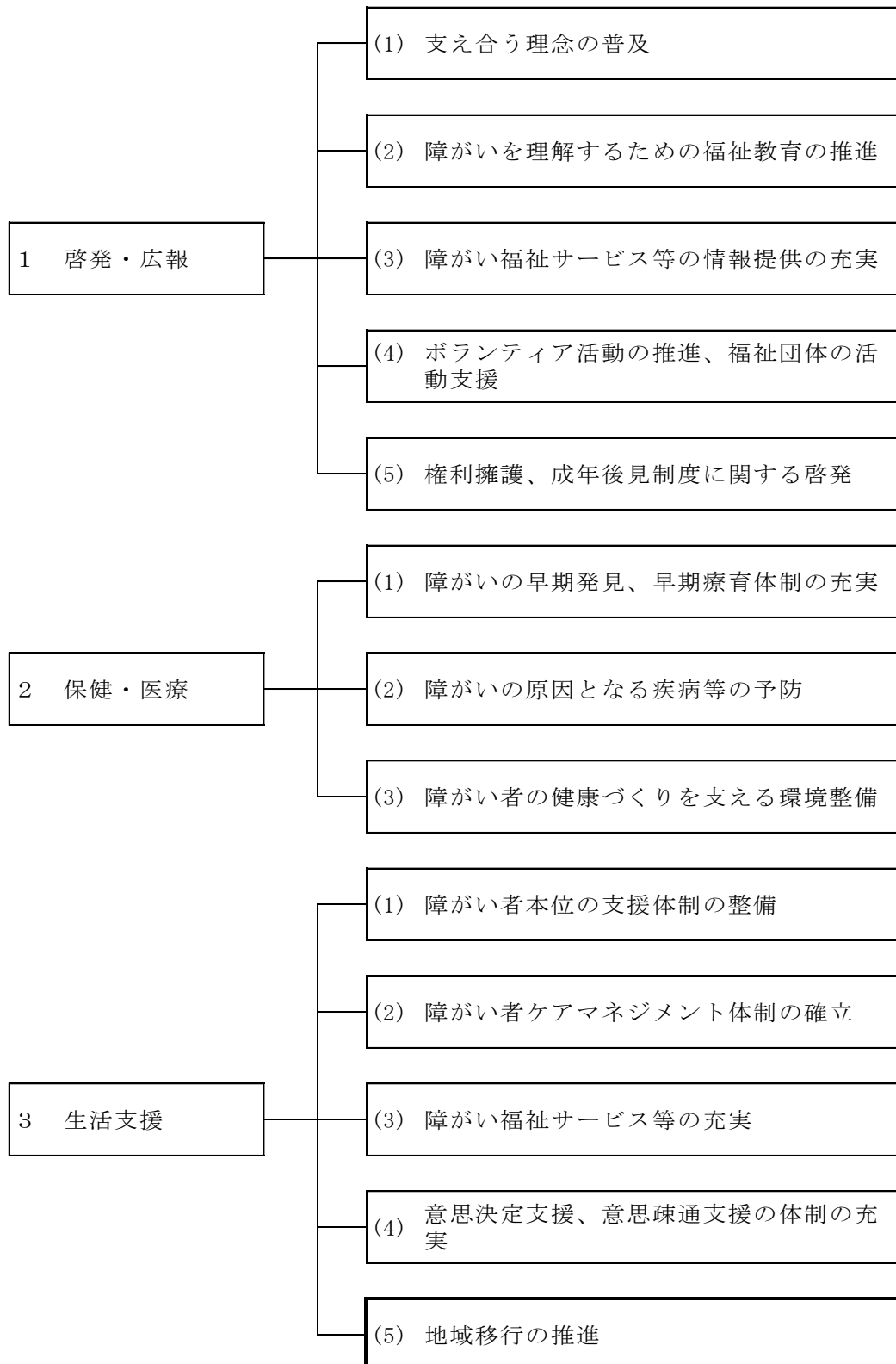
★…現在も課題となっている事項

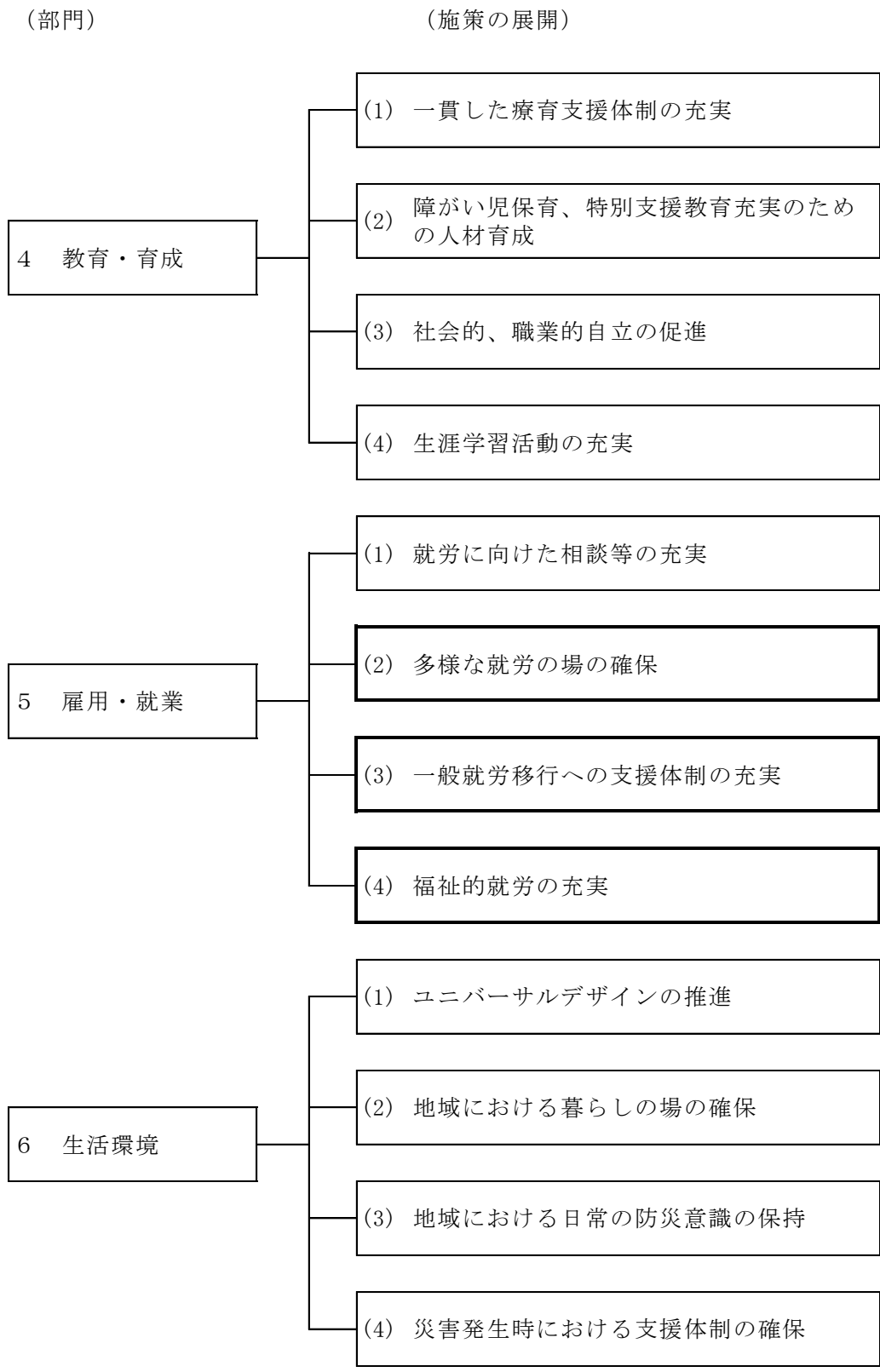
### 第3章 施策の体系

前章の現状と課題を踏まえ本計画の基本理念を具体的に実現していくため、障がい者施策を次の6つの部門に分け、部門ごとに障がい者施策の展開を図ります。

(部門)

(施策の展開)





※ 施策の展開の項目のうち太枠囲み   は、重点施策として障がい福祉計画の中で数値目標を設定し推進する施策。



## 第4章 施策の内容

### 1 啓発・広報

#### <現状と課題>

障がいには様々な状態や性質があります。市の人口に占める障がいを持つ人の割合は5.5%程度であり、障がいについてよく知らないという人がいるのが現状です。

障がい福祉に関するアンケート調査の結果では、「障がいのある人に対するまわりの理解を深めてほしい」、「障がいや障がい者に対する市民の理解は十分とは言えない」など、周りの人に障がいを理解して認めてほしいとの意見が出ています。

本計画の策定委員会の協議においても、「障がい者を特別視することなく、普通に接することが重要であり、そのためには、子どもの頃から障がいを身近に感じてもらう取組みが必要」との意見が出ています。

市民が様々な障がいについて理解を深め、正しい知識を持てるよう啓発・広報を行いその結果、障がい者が社会活動に参加しやすくなり、地域との関わりが築けるような環境整備が重要です。

また、障がいを理由とする差別の解消や、障がい者虐待の防止など、障がい者の権利擁護の取組みも進める必要があります。

これらの課題に対応すべく、次の施策を展開していきます。

#### <施策の展開>

項目	施策の内容
(1) 支え合う理念の普及	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 障害者基本法に定める「障がい者週間」に合わせた広報すかがわの特集記事掲載をはじめ、ホームページやフェイスブックさらには障がい福祉事業所ガイダンスなど様々な手段を用いて、障がい者福祉の周知、啓発を行います。</li><li>○ 広報やホームページ等を通じて知的障がいや発達障がい等の内容理解を進めるとともに、相談窓口等を案内します。</li><li>○ 「手話コーナー」を広報紙に継続して掲載し、手話やボランティアに対する興味喚起を行います。</li><li>○ 須賀川地方地域自立支援協議会において「出前講座」を行い、障がいに対する正しい知識と理解の促進や、障がい福祉制度の周知を図ります。</li><li>○ ボランティア団体の協力を得て広報すかがわを音訳し、音声化したCDを希望者に配付します。</li></ul>

<p>(2) 障がいを理解するための福祉教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童生徒がノーマライゼーションの理念に基づいて障がい者(児)を理解し行動できるよう、小・中学校の社会科や道徳、総合的な学習時間、特別活動を通して障がいの理解を含めた人権教育を進めます。</li> <li>○ 障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶことができるよう、小・中学校において環境整備を進めるとともに、特別支援学級と通常学級の交流活動や、障がい者施設、介護施設、特別支援学校、さらには地域の高齢者との交流事業を進めます。</li> <li>○ 小・中学校において高齢者疑似体験装置を用いるなど、障がいの疑似体験ができる体験活動を実施します。</li> <li>○ 障がい特性や障がい者(児)の知識や理解を深めるための講座や、障がい特性に応じた対応や支援方法を学ぶ研修会などを、市民を対象に継続して実施します。</li> </ul>
<p>(3) 障がい福祉サービス等の情報提供の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障がい者に関する各種制度や諸手当、障がい福祉サービス利用の概要を記載した「障がい福祉のごあんない」を作成し、各種手帳交付時に配付するなど、広く制度周知に活用します。また、冊子と同じ内容を市ホームページにも掲載します。</li> <li>○ 「障害者差別解消法」の考え方にに基づき、市民が利用する窓口等における各種の配慮や取組みを進めるとともに、虐待防止や成年後見等に関するパンフレットなどを作成し、情報提供の充実を図ります。</li> <li>○ 災害時の情報連絡手段として防災行政無線から音声で流している様々な情報について、聴覚障がい者が同じく情報を受け取ることができるよう情報提供を行います。</li> <li>○ 障がい者や家族が一人で悩みを抱え込まないように、「こころの電話」、「いのちの電話」などの相談ダイヤルや、相談支援専門員や保健師、保健所など気軽に相談できる窓口の情報周知に努めます。</li> </ul>
<p>(4) ボランティア活動の推進、福祉団体の活動支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障がい者等の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の養成のため、市民向けの講習会を実施します。</li> <li>○ 障がい者や地域団体、障がい者団体等が実施する情報交換のための交流活動、権利や自立のための社会に働きかける活動や障がい者団体の運営活動に対して支援します。</li> <li>○ 須賀川市社会福祉協議会が、地域住民参加と福祉関係機関との連携のもと、共に支えあう地域社会づくりを目指して実施しているふれあいのまちづくり事業やボランティアセンターの運営を支援します。</li> <li>○ 手話、音訳、点訳など各種ボランティアサークル等が実施している活動について、機会をとらえて広く周知します。</li> </ul>

<p>(5) 権利擁護、成年後見制度に関する啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 障がい者の権利を守るため、須賀川地方地域自立支援協議会において障がい者虐待、権利擁護に関する課題、困難事例等の解決に向けた実例検討を行うとともに、理解促進のための啓発活動を行います。</li><li>○ 障がい者虐待の防止や障がい者の権利擁護に関する市民講座、研修会を開催し、市民理解を図ります。</li></ul>
------------------------------	--



## 2 保健・医療

### <現状と課題>

明るく幸せな生活を送るためには心身の健康が最も大切です。

障がいがある人も生きがいを持って明るく自立した生活を送れるよう、自ら心身の健康づくりに取り組むような支援と、それぞれのライフステージに応じた健康づくりをすすめる必要があります。

障がい者や障がい児にとっては身近な地域で保健・医療サービスを受けられることが大切ですが、市内には発達障害の子どもの支援に関する専門の医療機関がなく、育児不安を抱える保護者への対応が課題となっています。

また、入院中の精神障がい者の地域生活への移行を進めるためには、医療機関と連携して地域で暮らせる対応を図る必要があります。

障がい福祉に関するアンケート調査では、病院や医療的ケアが可能な施設で福祉サービス型の短期入所（ショートステイ）事業を実施してほしいという意見や、医療的なケアが必要な障がい者でも日中、事業所に通所したいという要望、早期療育を行う言語訓練機関、医療機関を市内に設置してほしいとの意見が寄せられています。

これら課題への対応のため、次の施策を展開していきます。

### <施策の展開>

項目	施策の内容
(1) 障がいの早期発見、早期療育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 母子健康手帳交付時に、全妊婦に対して個別相談を実施し、妊娠、出産、育児に関する情報を個別に提供します。また、出産後も安心して子育てができるよう家庭訪問、乳幼児健康診査、育児教室などを通した育児情報の提供及び相談支援を行います。</li><li>○ 3～4か月、9～10か月、1歳6か月、3歳児にそれぞれ健康診査を実施し、必要に応じて専門医等の紹介や臨床心理士による相談会を実施するなど、早期発見の充実を図ります。</li><li>○ 家庭訪問や個別相談により必要な援助や関係機関への紹介を行うとともに、発達支援教室（おひさま学級）や保護者支援教室（なかよし教室）を開催し、保護者の障がいに対する理解を深め、家庭における適正な療育方法等を学ぶ機会を広めます。</li><li>○ 支援者が個々の障がいの特性を理解し円滑な支援を行うため、障がい児の支援の経過や支援にあたっての留意点等を記載した「須賀川市サポート・ブック」を作成し、普及・活用を図ります。</li><li>○ 須賀川地方地域自立支援協議会において保健、医療、福祉、教育の各機関が連携し、保護者のニーズに応じた支援体制とケース対応を図ります。</li><li>○ 発達が気になる子どもや発達障がいのある子どもがいる家族への支援として、ペアレント・プログラムに取り組み、保護者の精神的健康の改</li></ul>

	善や子育てしやすい状況へと認知の変容を図ります。
(2) 障がいの原因となる疾病等の予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特定健康診査、一日人間ドッグ、がん検診等の受診率の向上を図り、病気の早期発見に努めるとともに、健康診査事後指導を充実し生活習慣の改善に努めます。</li> <li>○ 健康づくり推進員、食生活改善推進員による啓発活動を支援し、広報紙等を通じて健康や介護予防に関する知識の普及啓発を図ります。</li> <li>○ 第6次介護保険事業計画に基づき、65歳以上の高齢者を対象とした健康教育・健康相談や、要介護状態に陥らないための運動器機能向上、認知症予防等の介護予防事業を計画的、効果的に進め、高齢者の状態の重度化を予防します。</li> </ul>
(3) 障がい者の健康づくりを支える環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 身体に障がいのある人がその障がいを除去、軽減するための「自立支援医療（更生医療、育成医療）」について、医療機関と連携し、治療を必要とする人に医療費を支給します。</li> <li>○ 自立支援医療（精神通院）について、医療機関と連携し情報提供を行い、医療が必要な人が速やかに受給者証の交付が受けられるようにします。</li> <li>○ 重度の障がい者に対し、継続的に必要となる医療費の一部助成を行うとともに、治療材料・衛生材料の給付等を行います。</li> <li>○ 障がいや高齢のために寝たきりとなった人に対する訪問歯科診療体制を充実し、口腔内を清潔にし機能向上を図ります。</li> <li>○ 精神疾患、心の健康に悩みを持つ障がい者や家族に対して、自殺防止やこころの電話などの相談窓口の案内や、保健所や市の保健師による訪問相談を行い、一人で抱えこんでいる悩みやストレスの軽減に努めます。</li> <li>○ 精神科病院、相談支援事業所、行政その他支援関係者が情報を共有し、医療、保健、福祉の連携のもと、精神障がい者が地域で安心した生活を送れるよう、様々な問題の解決を図ります。</li> <li>○ 重度の身体障がい者や家族が必要としている短期入所施設や短期入院の対応可能な施設について、医師会等に協力を求めながら設置を働きかけていきます。</li> </ul>

### 3 生活支援

#### <現状と課題>

障がいがある人もない人も、共に自分が望む地域で、安心して暮らすことのできる地域社会の実現が、障がい福祉の目的です。

市では障がい者が安心して地域で生活できることを目的に、障がい福祉サービスを始めとする各種サービスの提供やボランティア支援など、いわゆる社会資源の充実に努めてきました。

障害者総合支援法の改正によって障がい者(児)が障がい福祉サービスを利用する際は、事前に相談支援専門員等による計画相談支援(サービス等利用計画の作成)が義務付けられました。

サービス等利用計画は、障がい者本人が望む地域生活を送るため必要なサービス利用ができるよう、そして本人の生活目標等を達成することができるよう作成するものであり、相談支援専門員による相談支援体制の充実が求められています。

また、入院中の精神障がい者の地域生活への移行を進めるため、地域で暮らせる環境をより一層整備していく必要があります。

障がい福祉に関するアンケート調査では、将来保護者が居なくなった後の生活が不安との声が多数寄せられており、いわゆる「親亡き後」に障がい者が自分が望む地域生活を送るための方策や、障がい者の意思決定への支援なども重要な課題です。

これらの課題に対応するため、次のとおり施策を展開していきます。

#### <施策の展開>

項目	施策の内容
(1) 障がい者本位の支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 障がい者や家族が抱える様々な悩みや不安について、いつでも気軽に相談できるよう相談支援体制を充実し、その周知に努めます。</li><li>○ 障がい者個々の障がい特性やライフステージに応じて、必要な相談支援ができるよう相談支援体制を整備します。 また、相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置に向け関係機関と協議を進めます。</li><li>○ 須賀川地方地域自立支援協議会において、相談支援事業所を中心に福祉、就労、保健・医療、虐待防止など関係機関の支援ネットワークを一層強化し、本人の望む生活を支援していきます。</li><li>○ 障がい者虐待について、障がい者虐待防止センター(市社会福祉課内)を核に迅速に対応するとともに、関係機関の協力を仰ぎながら必要な支援を行います。さらには各行政区や民生委員等と協力し、地域における未然防止や早期発見の体制を整えます。</li></ul>

<p>(2) 障がい者ケアマネジメント体制の確立</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障がい福祉サービス（障がい児通所支援）を利用する際に必要となる「サービス等利用計画書（障害児支援利用計画書）」について、すべての利用者が計画を作成できるよう、指定特定相談支援事業所の整備を進めます。また、相談支援専門員の資質の向上が図れるよう事例検討会や研修会等を開催します。</li> <li>○ 障がい福祉サービスを利用しない障がい者であっても、本人の生活支援のために必要である場合には、生活支援計画の作成を行います。</li> </ul>
<p>(3) 障がい福祉サービス等の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障がい者一人ひとりのライフステージに応じた適切な福祉サービスを提供できるよう、障がい福祉サービス、地域生活支援事業等の支援体制の充実に努めます。また、各種サービスの必要量などの具体的な目標を第4期、第5期の障がい福祉計画に定めます。</li> <li>○ 障がい者のニーズに対応し、可能な限り身近な地域でサービスや支援が受けられるよう、社会福祉法人、障がい福祉サービス事業者との連携のもと、計画的なサービスの充実に努めます。</li> <li>○ 発達障がい児や発達に気になる児童の療育需要の増加に対応するため、教育機関、保育事業者、福祉サービス事業者等と連携し、障がい児支援体制の拡充を図ります。</li> <li>○ 補装具、日常生活用具、各種手当等の適正な支給を進めるとともに、既に目的を達した事業・手当を廃止し、ニーズに応じた新サービスを創設するなど、障がい者の在宅生活に適した支援を行います。</li> <li>○ 視覚障がいや聴覚障がい、肢体不自由等の身体障がい者がICT環境を利活用できるよう、実用性やニーズの高い情報機器、ソフトウェアを給付し、情報リテラシーの向上を図り、障がい者の社会参加を支援します。</li> </ul>
<p>(4) 意思決定支援、意思疎通支援の体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 聴覚障がい者のニーズに応じた手話通訳者、要約筆記者の派遣を行う意思疎通支援事業の積極的な運用を進めるとともに、手話通訳者、要約筆記者の裾野を拡大すべく養成講習会の充実に努めます。</li> <li>○ 障がい者の意思決定支援のため、成年後見制度の内容を周知し、必要と思われる人には成年後見人制度の利用を促していきます。また、法人成年後見制度の創設について関係機関と協議を進めます。</li> </ul>
<p>(5) 地域移行の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入所施設や精神科病院からの地域移行を促進するため障がい福祉計画に数値目標を掲げ、その実現に向け精神科病院、相談支援専門員、行政その他関係者が一体となって地域生活への移行支援を行います。 また、地域生活への移行後も本人の生活状況を随時確認し、地域で安心した生活が継続できるよう支援します。</li> <li>○ 障がい者の地域での自立した生活に向けて、入所施設や精神科病院からの地域移行に対応できるよう、グループホーム等住居施設の整備を進</li> </ul>

	<p>めます。</p> <p>○ 精神科病院等との情報連携を密にし、障がい者が自宅に引きこもらないような支援を行います。</p>
--	--





## 4 教育・育成

### <現状と課題>

障がいのある子どもへの支援については、平成 24 年 4 月に現在の制度が整い、療育が必要な子どもが「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問」などの障がい児通所支援サービスを利用できるようになりました。

以前はたけのこ園のみだった障がい児支援の事業所も、ここ数年間で 4 事業所に増えました。しかし、支援を必要とする児童生徒はそれ以上に増加しており、事業所利用の順番待ち状況を解消することが大きな課題となっています。

障がい児の就学では、個々の児童生徒の障がいの状況や教育的ニーズ等を踏まえて、教育委員会が就学先を決定する仕組みへと法律が改正され、保護者の意向や学校側の教育支援体制によって、より柔軟に就学したい学校を選択できるようになりました。現在は市立小中学校での特別支援教育に関する役割がますます重要になっています。

また、障がい児の成長の状況に合わせ個別的教育を行う特別支援学校については、障がいの種別や状況によって通学できる学校が限定されるのが現状です。障がい福祉に関するアンケート調査では、市内にある特別支援学校に知的障がい児も通学できるようにしてほしいとの保護者の要望が出ています。

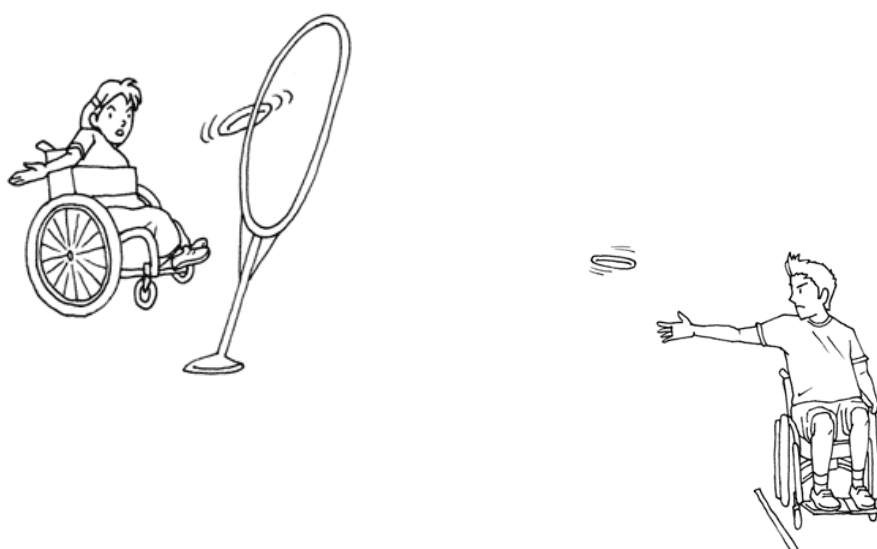
さらに、学校卒業後には地域で生き生きと自立した生活を送ることができるよう、文化活動やスポーツ・レクリエーション活動などの生涯学習活動についても充実を図っていく必要があります。

これらの課題に対応するため、次のとおり施策を展開していきます。

### <施策の展開>

項目	施策の内容
(1) 一貫した療育支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 障がい児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問）、障がい福祉サービス（短期入所）、地域生活支援（日中一時支援事業）などの障がい児支援に関する事業の整備について、社会福祉法人など関係機関に働きかけ、療育支援体制の充実を図ります。</li><li>○ 幼児期の児童の早期療育のため、相談支援事業所、福祉事務所、教育委員会、保育所・幼稚園、児童相談所、医療機関などが有機的に連携し、相談支援体制を充実します。</li><li>○ 保健、福祉、医療、学校等関係機関と保護者とが情報を共有し、本人の成長に合わせ、一貫した支援体制を取れるよう「須賀川市サポート・ブック」を作成し、普及、活用を進めます。</li><li>○ 就学前の療育支援、就学後の学校教育、卒業後の地域生活の状況の各ライフステージ間における障がい児本人の情報を途切らずに繋げる支援体制を、須賀川地方地域自立支援協議会を活用し確保します。</li></ul>

<p>(2) 障がい児保育、特別支援教育充実のための人材育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障がい児保育に関係する職員等を対象に、適切な保育指導を行うための研修を重ね、職員の資質の向上に努めます。</li> <li>○ 小・中学校のすべての教職員が、特別支援教育について理解を深め適切な学習指導を行えるよう、指導法に関する研修を充実し職員の資質向上を図ります。</li> <li>○ 障がい児の生活面の介助や学習の支援を行う特別支援教育支援員を必要に応じて幼稚園、こども園及び小・中学校に配置するとともに、研修会を実施し特別支援教育支援員の資質、指導力の向上を図ります。</li> </ul>
<p>(3) 社会的、職業的自立の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 須賀川地方地域自立支援協議会において、特別支援学校、ハローワーク、相談支援事業所、就労継続支援事業所など就労に関する機関が連携し、学校卒業後の就職に向け、障がい者個々のニーズに沿った職業実習や就労へ向けた支援を進めます。</li> </ul>
<p>(4) 生涯学習活動の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障がい者の自発的な活動や自主的学習の意識の向上を図るため、障がい者サークル活動への講師派遣等の協力を行います。</li> <li>○ 障がい者自身で活動している自主サークル活動などについて、広報紙等により周知していきます。</li> <li>○ 全国的な障がい者スポーツ大会へ参加する障がい者に対し体育協会を通じて支援するとともに、公的な大会などには要請に応じ手話通訳者、要約筆記者を派遣します。</li> <li>○ 点字や手話通訳などにより生涯学習における障がい者向けの情報を提供します。また、障がい者の優れた芸術作品については機会を捉えてその芸術性を周知していきます。</li> </ul>



## 5 雇用・就業

### <現状と課題>

障がいのある人がその能力と適性に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることができるよう雇用対策を推進することが求められています。

障がい者の就労意欲は近年急速に高まっており、障がい者が職業に誇りをもって働くことができるよう、障がい者雇用対策を進める必要があります。

国は障がい者の雇用促進のため、一定の企業に対しては労働者の2.0%、官公署に対しては職員数の2.3%に相当する人数以上の障がい者雇用を義務付けています。

障がい者の就労について、これまで企業実習や一般就労に向けた企業開拓、福祉的就労をしている人の作業賃金向上などに取り組んできましたが、さらなる雇用環境の整備を図ることが求められています。

障がい福祉に関するアンケート調査によれば、障がい者が仕事をしている中で一番の悩みは「収入が少ないこと」で、「疲れやすく体力に自信がないこと」、「職場でのコミュニケーションがうまくとれないこと」などの悩みを抱えている人が多くなっています。

また、障がい者が働き続けるための条件は、「勤務先が自宅に近く、健康状態に合わせた働き方ができること」や、「事業主や職場の人が障がい者雇用について十分理解していること」など、環境整備が大切との回答が多くなっています。

これらの課題に対応し、障がい者が働く場所を確保するため、次のとおり施策を展開していきます。

### <施策の展開>

項目	施策の内容
(1) 就労に向けた相談等の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県中地区障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、相談支援事業所、就労移行支援事業所等と連携し、障がい者就労に向けての様々な相談に応じる体制を構築します。</li> <li>○ 特別支援学校卒業者等が就労継続支援の障がい福祉サービス利用を希望した際に円滑な利用ができるよう、国県の動向を注視しながらアセスメント(能力評価)の実施について体制を整備します。</li> <li>○ 障がい者就労に関する困難事例について、須賀川地方地域自立支援協議会就労支援部会においてケース検討を行い、就労に関する問題解決を図ります。</li> </ul>
(2) 多様な就労の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障がい者の特性や希望に応じた就労の場や、就労の機会を選択できるようにするため、須賀川地方地域自立支援協議会を中心として、市内企業等の実習先を確保するとともに、実習を契機とした就業機会の確保や職種の拡充に努めます。</li> <li>○ 障がい者の一般就労の促進を図るため、市においても就労移行支援事業所や特別支援学校と連携して、職場体験学習、事務実習の機会を提供</li> </ul>

	<p>します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市職員の採用において障がい者雇用を積極的に進め、市内企業等の模範となるためにも障がい者雇用率の達成、維持に努めます。</li> <li>○ 障がい者の就労促進を図るため、市の関係各課や関係機関と連携して、市内企業に対する障がい者雇用に関する啓発活動を実施し、障がい者雇用の理解と障がい者雇用率の達成を促します。</li> <li>○ 障がい者が働いている姿と障がい者雇用に積極的な企業の姿を広報紙等で周知するなど、障がい者雇用に関する理解のため啓発、広報活動を行います。</li> </ul>
(3) 一般就労移行への支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障がい福祉計画で数値目標を設定し、就労移行支援事業所の就労訓練などを受け一般企業等へと就労する障がい者の計画的な増進を図ります。</li> <li>○ 就労継続支援事業所（A型・B型）を利用している障がい者についても、企業での実習や施設外就労など就職活動のための支援を行い、一般就労へ向けたスキルアップを進めます。</li> <li>○ 一般企業に就職できた障がい者へは、本人の求めに応じた職場適応援助者（ジョブコーチ）の支援や、県中地区障害者就業・生活支援センターによる就労・生活の一体的な支援を行い、離職防止対策を講じます。</li> <li>○ 就労機会の拡大を図るため、身体障がい者自らが自動車を運転するために必要な改造費用や運転免許取得費用の一部助成を行います。</li> </ul>
(4) 福祉的就労の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般企業に就職した後に離職した障がい者、就労移行支援事業を利用した結果、一般就労に結びつかなかった障がい者、一般就労自体が困難な障がい者などに対して、就労や訓練、生産活動の機会が確保されるよう、障がい福祉計画に基づき、就労継続支援事業所（A型・B型）の整備に努めます。</li> <li>○ 就労継続支援B型事業所を利用する障がい者の工賃向上を目指して、就労継続支援B型事業所間でネットワークを形成し、製品開発や受注業務の拡大を図ります。</li> <li>○ 「障害者優先調達推進法」の趣旨に沿い、本市における物品や役務の調達について、可能な限り障がい者就労施設等からの優先的、積極的な購入、調達に努めます。</li> <li>○ 新市庁舎や(仮称)市民交流センターなど公共施設内において、障がい者が働く場の提供や、自主生産品の販売場所の確保に努め、作業工賃の向上を支援します。</li> </ul>

## 6 生活環境

### <現状と課題>

障がい者の社会参加を促進し、住み慣れた地域で生き生きと生活していくためには、人にやさしいまちづくりを推進することが必要です。

国の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）や、県の「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、公共及び民間の建築物、道路、公園などが、誰でも快適で利用しやすい施設として環境整備することが求められています。

さらに、先の東日本大震災の経験を生かし、災害時の避難行動に支援が必要な障がい者について、日頃の安否確認やコミュニケーションをはじめ、災害が発生した際の避難誘導、避難支援など地域における支援体制を構築しておくことも大きな課題です。

障がい福祉に関するアンケート調査では、障がい者の80%以上が将来も自宅や今の場所で暮らしたいと望んでいます。外出の際に困ったこととして「道路や建物の段差、電車、バスの乗降が大変」、「バスなどの公共交通機関が非常に不便」、「バス路線がないため外出できない」など施設や交通機関の不便さを訴えています。

また、災害時に関する質問では、約半数が1人で避難できないと答え、東日本大震災時の避難所生活は非常に不安だったとの声も多く寄せられており、震災の後に介護が必要な高齢者や障がい者のために指定した福祉避難所の認知度は、非常に低い状況です。

これらの課題に対応するため、次のとおり施策を展開していきます。

### <施策の展開>

項目	施策の内容
(1) ユニバーサルデザインの推進	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 事務事業におけるユニバーサルデザイン導入指針及びユニバーサルデザイン導入行動計画に基づき、障がい者や高齢者に配慮した、安全性や快適性の高いまちづくりを進めます。</li><li>○ 新築する市庁舎及び(仮称)市民交流センターについては、県の「ひとにやさしいまちづくり条例」の整備基準及びバリアフリー新法に基づき、誰もが利用しやすい施設とします。</li><li>○ 新たに整備、改修する道路や公園などの公共施設についても、ユニバーサルデザインや他の整備基準を満たし、障がい者などが使いやすい施設とします。</li></ul>
(2) 地域における暮らしの場の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 障がい者の地域での自立した生活に向けて、入所施設や精神病院からの地域移行の促進を図るため、社会福祉法人、医療法人等に対してグループホームの整備を働きかけ、地域生活の居住の場の確保に努めます。</li><li>○ 障がい者が安全に安心して利用できる公共交通体系の確立へ向けて、交通機関関係団体と協議を進めます。</li><li>○ 公営住宅の建設においては、障がい者向け住宅の確保に配慮するとともに、既存の公営住宅については、障がい者が住みやすいような内部改</li></ul>

	<p>修を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般住宅に対しては、障がい者が生活するための住宅改修の補助や入浴補助用具など日常生活用具を給付し、自宅で生活が続けられるよう支援します。</li> </ul>
(3) 地域における日常の防災意識の保持	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害や緊急時における安全体制の確保のため、災害が発生した時の避難場所、避難経路、災害時の留意事項等を記載した「洪水ハザードマップ」や「土砂災害危険区域マップ」等について、関係地区住民や障がい者施設等に配付し、自分の住む地域の危険箇所、災害危険度を認知してもらうとともに、自主的な防災活動及び災害時の避難行動での活用を図ります。</li> <li>○ 災害時の避難に援護が必要な障がい者について「避難行動要支援者名簿」への登録を促すとともに、民生委員、災害時支援協力員など地域の支援者に名簿登録者の日頃の安否確認や安全確認を行っていただきます。</li> <li>○ 各地域での防災訓練や、障がい者が利用する施設、事業所での防災訓練を通して、障がい者の防災意識の向上と、地域住民の理解促進及び協力体制の確立を図ります。</li> </ul>
(4) 災害発生時における支援体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害発生時に一人では避難できない「災害時避難行動要支援者」について、地域の行政区長、民生委員、災害時支援協力員とが名簿を共有し、それぞれの地域で要支援者の避難を支援する仕組みを構築します。</li> <li>○ 災害時の避難対応として、地域の指定避難所とは別に、特に支援が必要な障がい者や要介護高齢者のために特別な配慮がなされた「福祉避難所」の機能の充実及び増設を図ります。</li> <li>○ 各地域の福祉避難所について、災害時に障がい者がどこの福祉避難所に避難すればよいかの確認と理解ができるよう周知し、福祉避難所の認知度を高め、災害時のスムーズな避難を促します。</li> <li>○ 「防災メール配信サービス」の周知や、防災行政無線で放送した内容について聴覚障がい者にも伝わる方策など、聴覚障がい者に対する情報伝達に努めます。</li> </ul>

# 須賀川市 障がい福祉に関するアンケート調査 概要報告書

平成 26 年 10 月  
須賀川市 健康福祉部 社会福祉課

## 目 次

I 調査の概要	
1 調査目的.....	34
2 調査設計.....	34
3 報告書の見方.....	34
II 回答者の属性	
1 回答者の属性.....	35
III 調査結果の総括	
1 日常生活の状況.....	39
2 福祉サービスなどの利用.....	41
3 悩みごとの相談相手や将来への不安.....	42
4 就労・就学や外出時の問題点、必要な支援.....	44
5 地域とのかかわり.....	48
6 緊急時の問題点.....	50
7 自立し暮らせるようにするために必要なこと.....	51
IV 自由意見	
1 回答者の自由意見.....	53

# I 調査の概要

## 1. 調査目的

障害者基本法の基本理念に即した須賀川市第三次障がい者計画（平成 27 年度～平成 32 年度）並びに障害者総合支援法に基づく須賀川市第 4 期障がい福祉計画（平成 27 年度～平成 29 年度）の策定を行うため、障がい者の生活全般に関わる実態や障がい福祉サービスの利用状況、利用意向等を把握するとともに、地域の特性や実情に応じた計画策定の基礎データとするため、障害者手帳所持者を対象にアンケート調査を行った。

## 2. 調査設計

(1) 調査実施期間

平成 26 年 8 月 27 日(水)～9 月 10 日(木) (9 月 24 日(水)着まで有効票)

(2) 調査対象 須賀川市全域で各障害者手帳所持者から任意抽出 2, 9 0 5 名

(3) 調査方法 メール便による配布、郵送での回収

(4) 回収結果 下記のとおり

	送付数①	総回収数	有効回収数②	有効回収率 ②／①
身体障害者手帳所持者・ 療育手帳所持者	1, 999 564	1, 289	1, 289	50. 3%
精神保健福祉手帳所持者	342	172	172	50. 3%
合 計	2, 905	1, 461	1, 461	50. 3%

(5) 調査主体 須賀川市 健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉係

(6) 調査機関 株式会社サーベイリサーチセンター 東北事務所

## 3. 報告書の見方

(1) 調査数 (N=number of cases) とは、回答者総数あるいは分類別の回答者数のことである。

(2) 回答の構成比は百分率であらわし、小数点第 2 位を四捨五入して算出している。

(3) 回答者が 2 つ以上の回答をすることができる多肢選択式の質問においては、全ての選択肢の比率を合計すると 100%を超える。

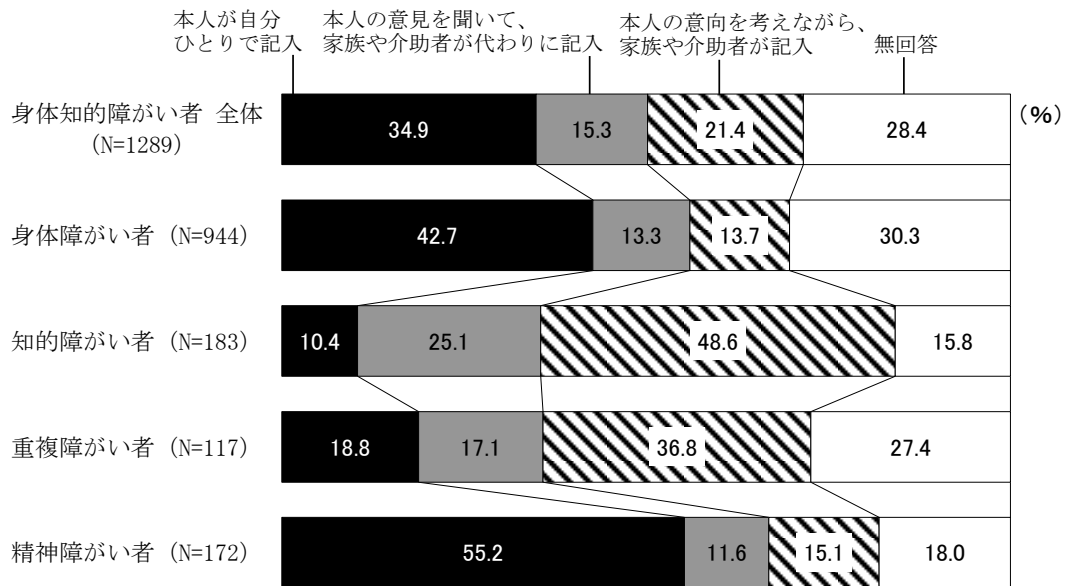
(4) 調査票における設問及び選択肢の語句等を一部簡略化している場合がある。



## II 回答者の属性

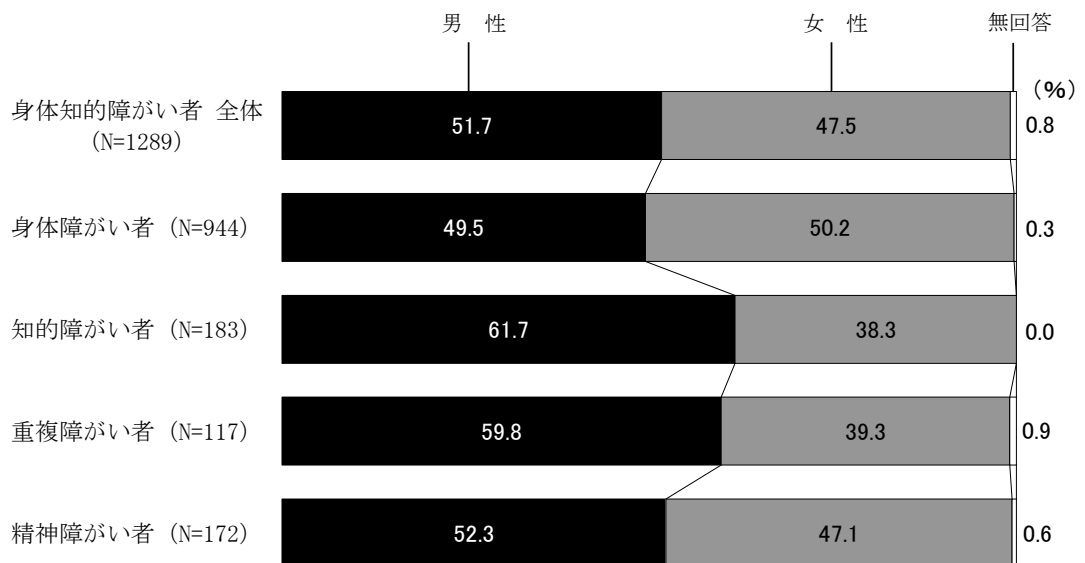
### 1. 各障がい者の属性

#### (1) アンケートの記入者



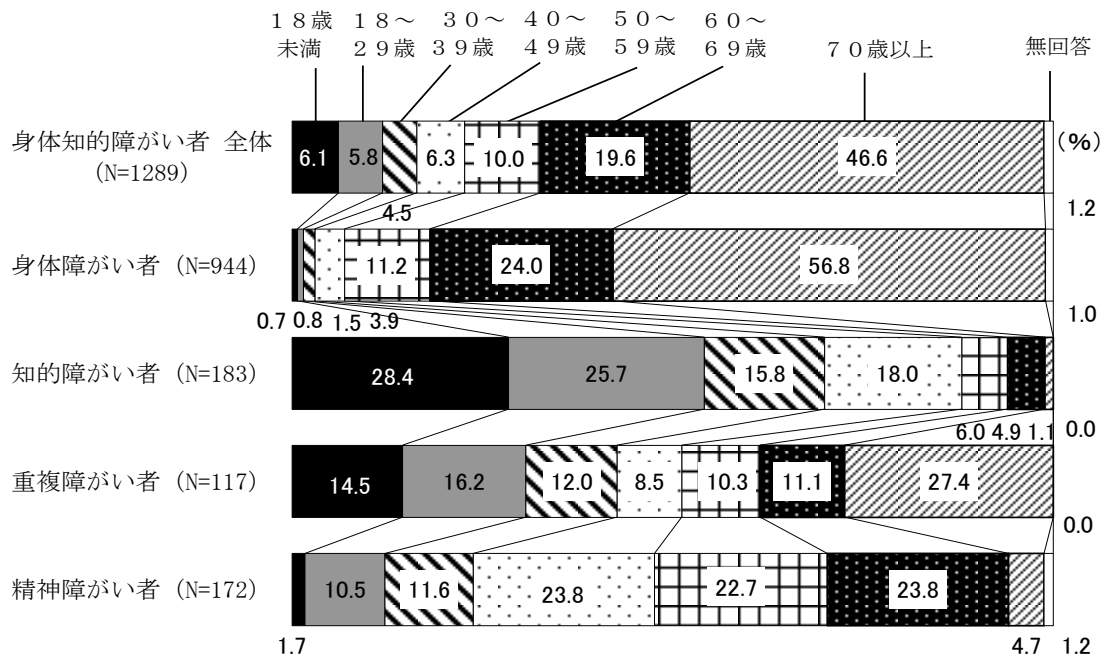
※重複障がい者＝身体障がい、知的障がいの両方の障害者手帳を所持している回答者（以降同様）

#### (2) 性別

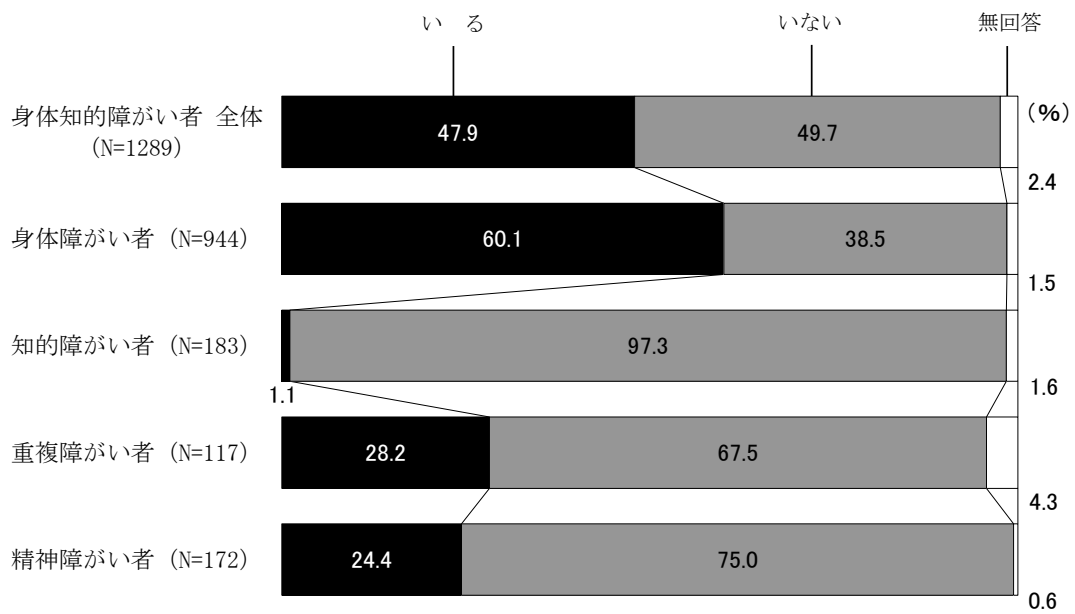


(身体知的障がい者全体で1,289人の回答数。身体、知的、重複に区分した場合その和と全体総数に45人の差が生じる。この45人は障がい種別不明。)

### (3) 年 齢

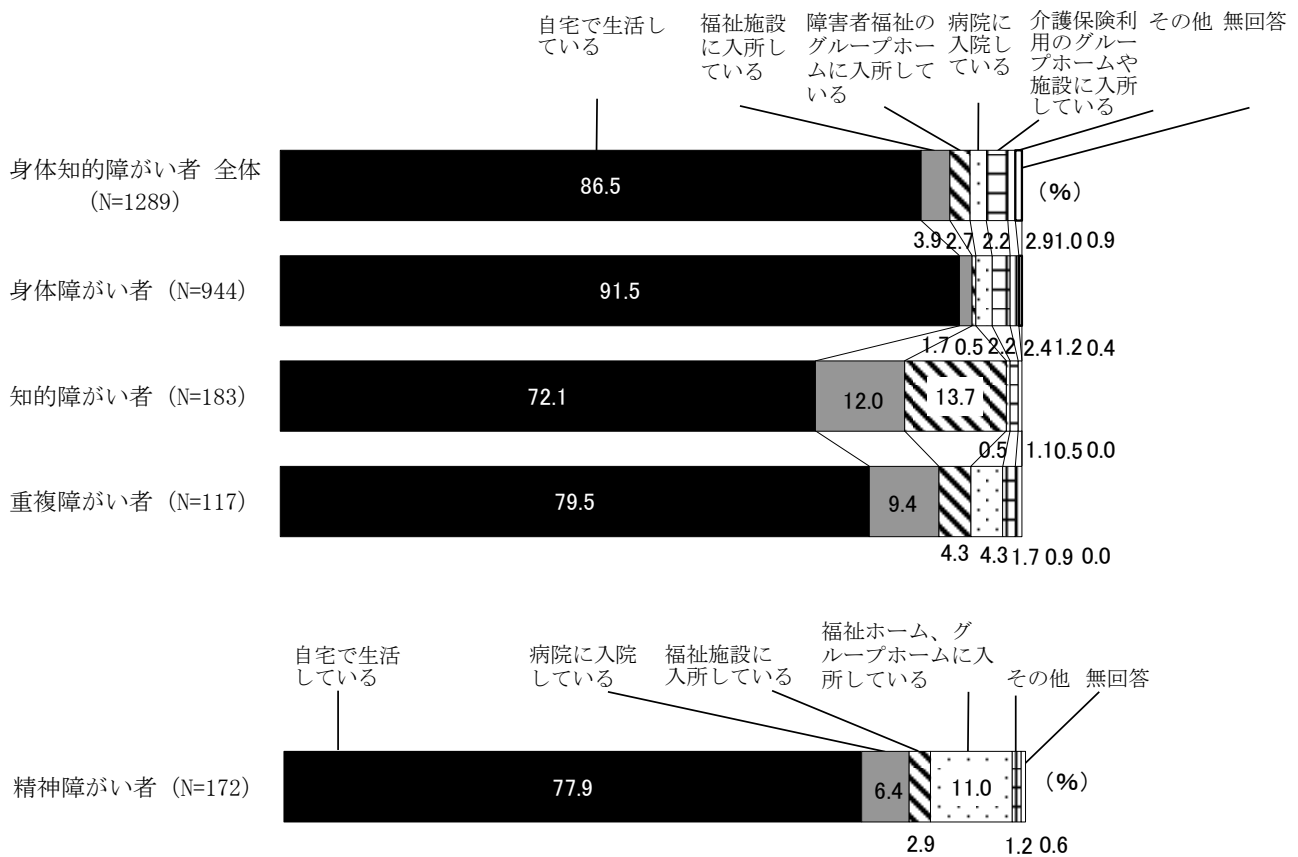


### (4) 配偶者の有無

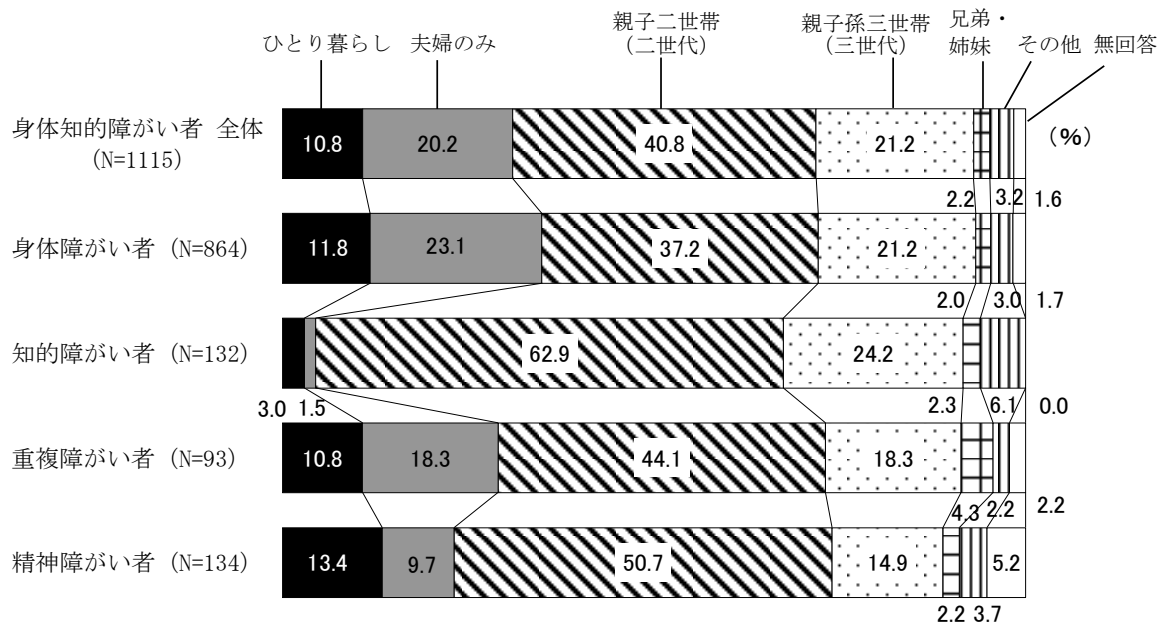


## (5) 居住形態と家族構成

### < 居住形態 >

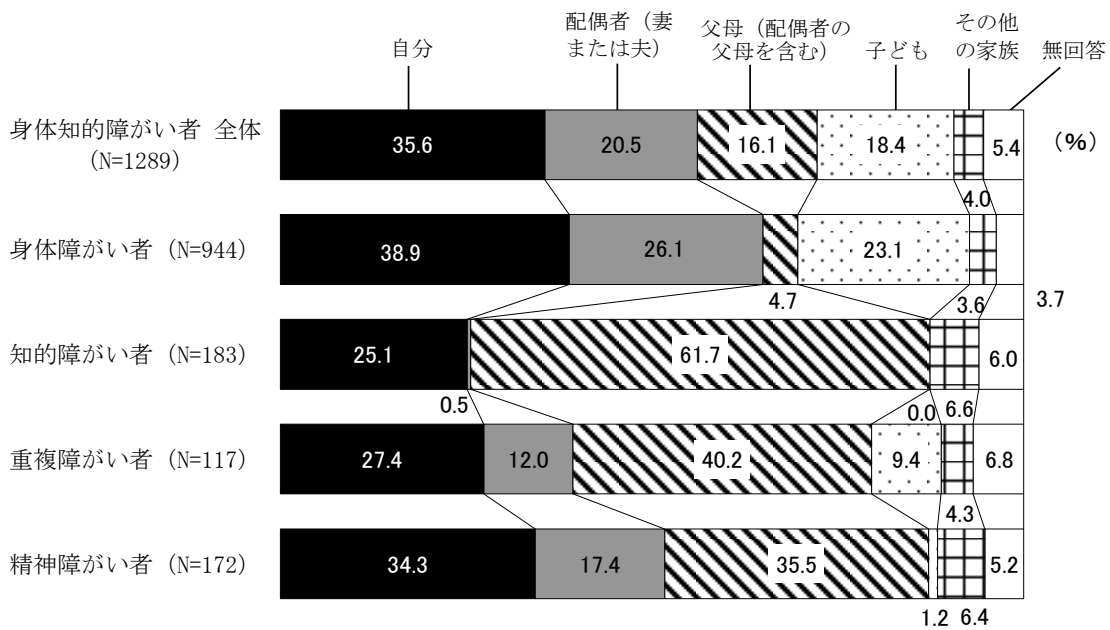


### < 家族構成 > ※「自宅で生活している」人のみ

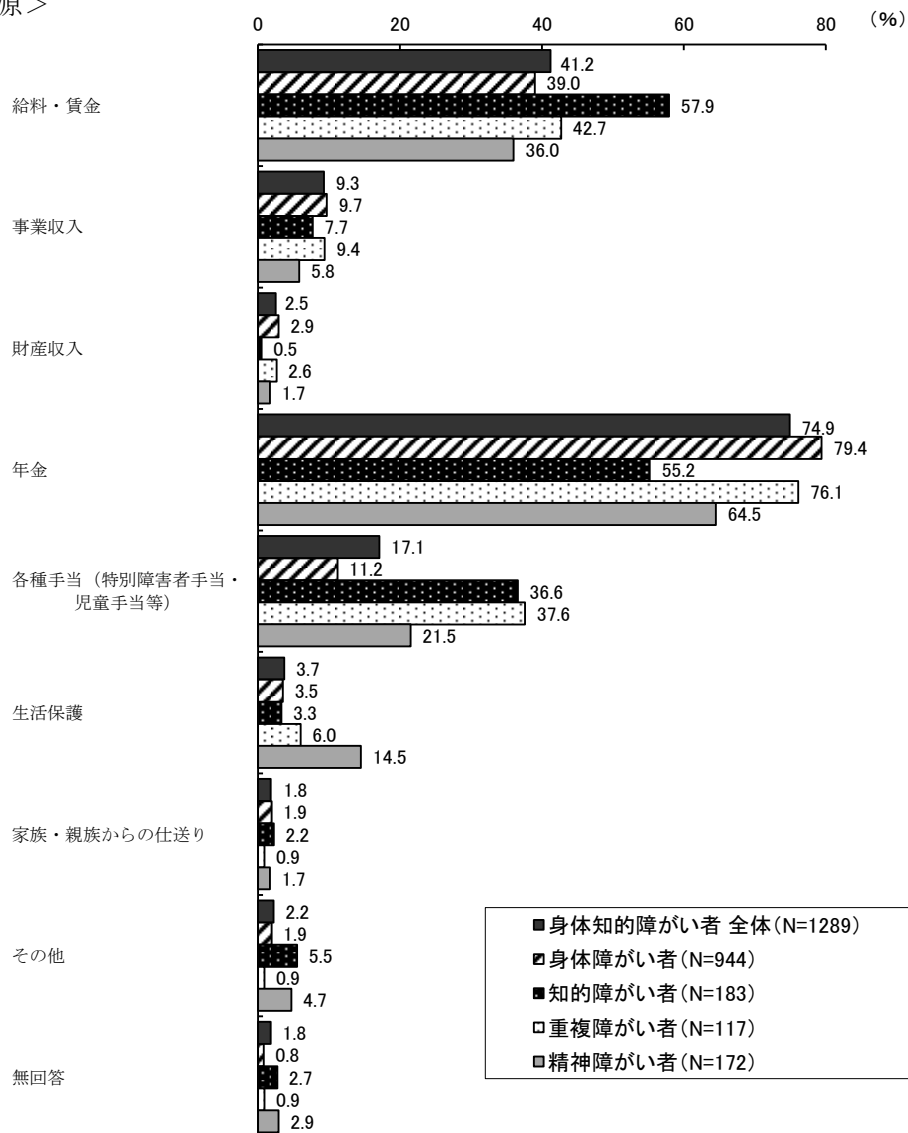


## (6) 世帯の生計を支えている人と収入源

<世帯の生計を支えている人>



<世帯の収入源>



### Ⅲ 調査結果の分析

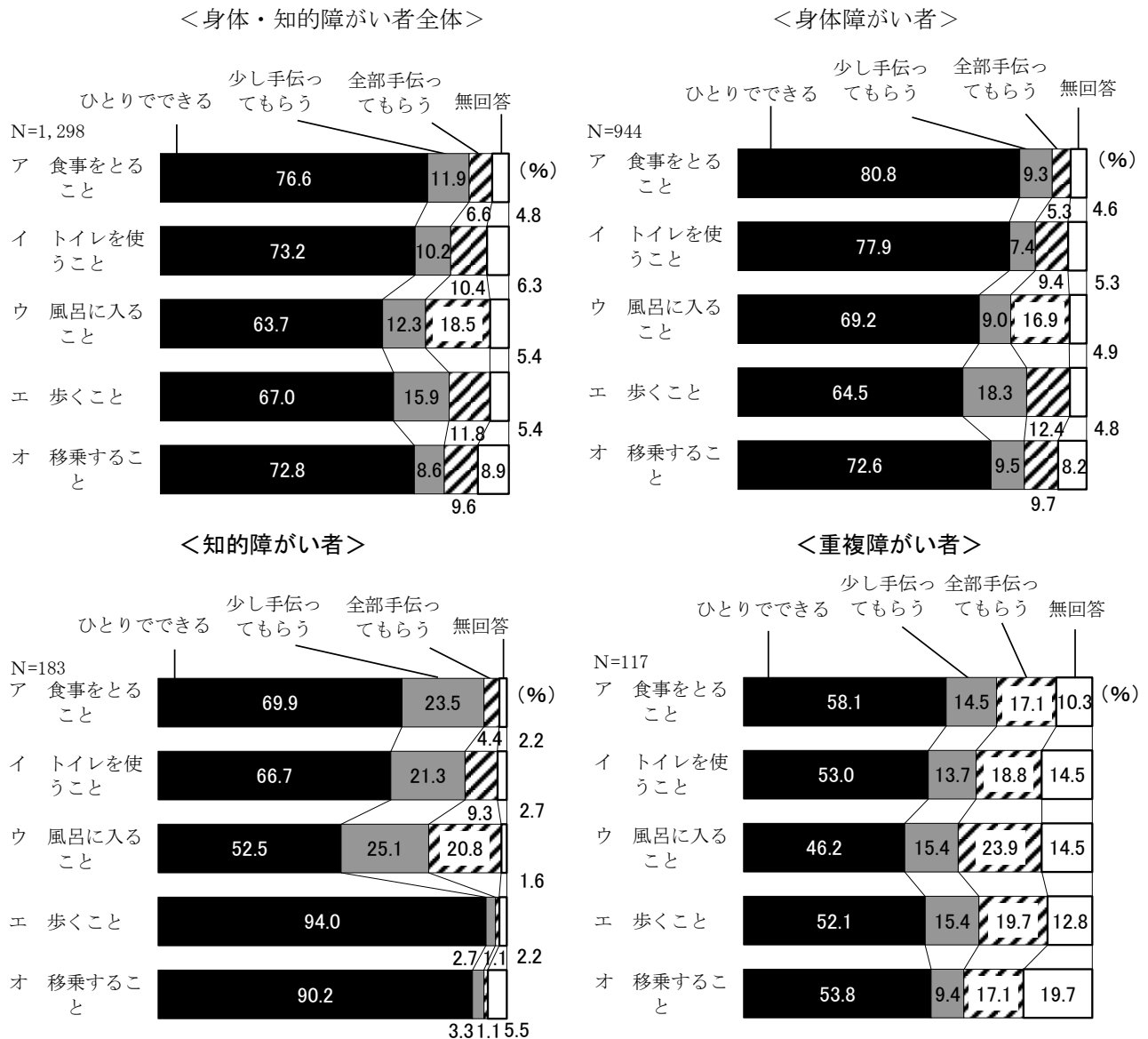
#### 1. 日常生活の状況

##### (1) 日常生活における行動の可否

##### ① 日常生活における行動の可否

【身体・知的障がい者】 あなたは次のようなことをひとりでできますか。

(○はそれぞれの項目についてあてはまるもの1つずつ)

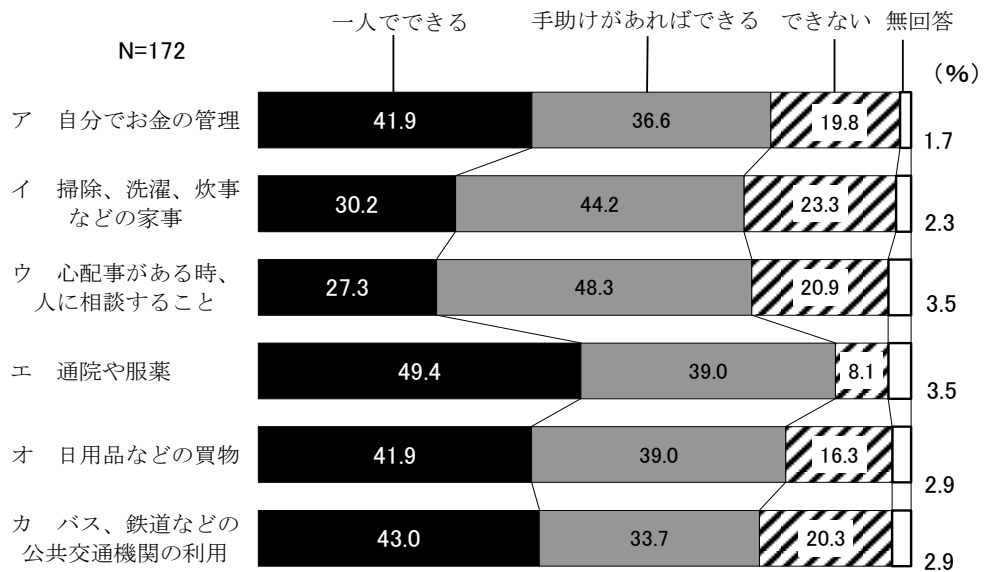


日常生活の諸動作の可否について、身体障がい者では介助を要するのは「風呂」が約26%、「歩行」が約31%である。知的障がい者では「食事」が約28%、「トイレ」が約30%、「風呂」が約46%という結果である。重複障がい者では、すべての項目で「少し手伝ってもらおう」、「全部手伝ってもらおう」といった『何らかの介助が必要』な人が半数近く、特に「風呂」で介助を必要としている。全体的に、たいていの日常生活動作を一人でできる障がい者が多い。

【精神障がい者】

あなたは次のようなことをどのようにしていますか。

(○はそれぞれの項目についてあてはまるもの1つずつ)



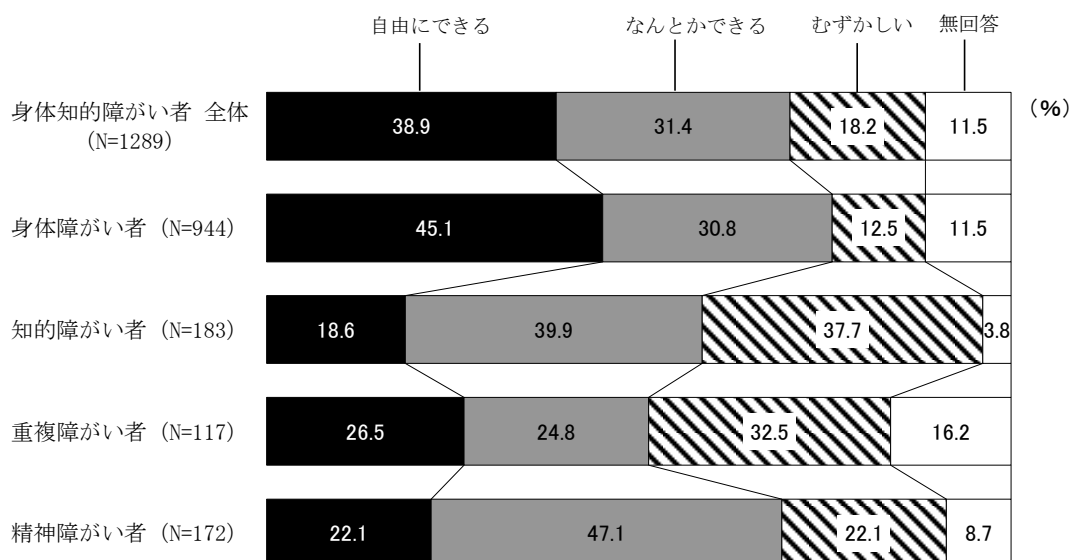
精神障がい者では、すべての項目で「一人できる」が5割以下と、日常生活動作を自立して行える人が少なく、特に「心配事がある時、人に相談すること」や「掃除、洗濯、炊事などの家事」を「一人できる」の割合が3割以下と極端に少ない。

(2) コミュニケーションの可否と手段

① 日常のコミュニケーションの可否

【身体・知的障がい者、精神障がい者】

問26・問19 日常のコミュニケーションはスムーズにできますか。(○は1つだけ)



日常のコミュニケーションについて、身体障がい者では「自由に見える+なんとか見える」の『できる』が7割以上なのに対し、知的障がい者の37.7%、重複障がい者の32.5%は「むずかしい」と答えている。

## 2. 福祉サービスなどの利用

### (1) 各種サービスの利用状況と利用意向

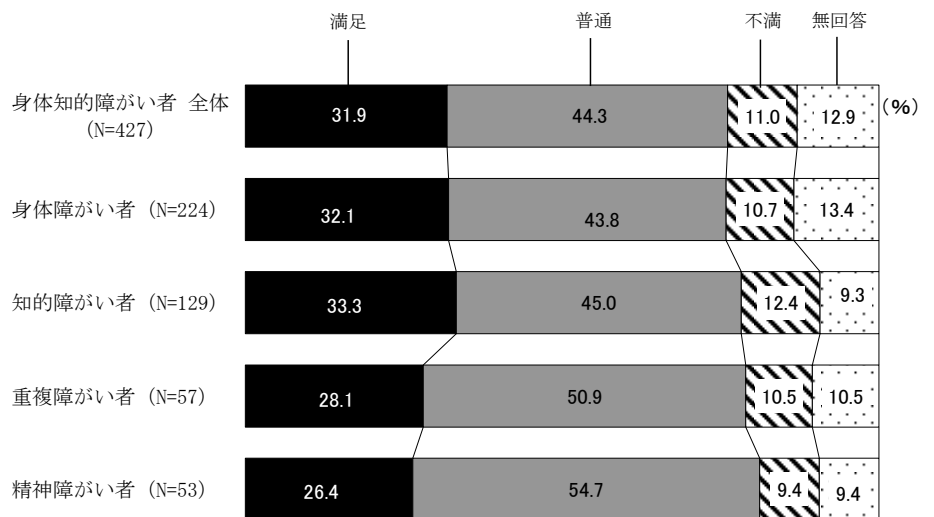
#### ア サービスの利用状況と利用意向

障がい福祉サービスの利用状況と利用意向について確認した。

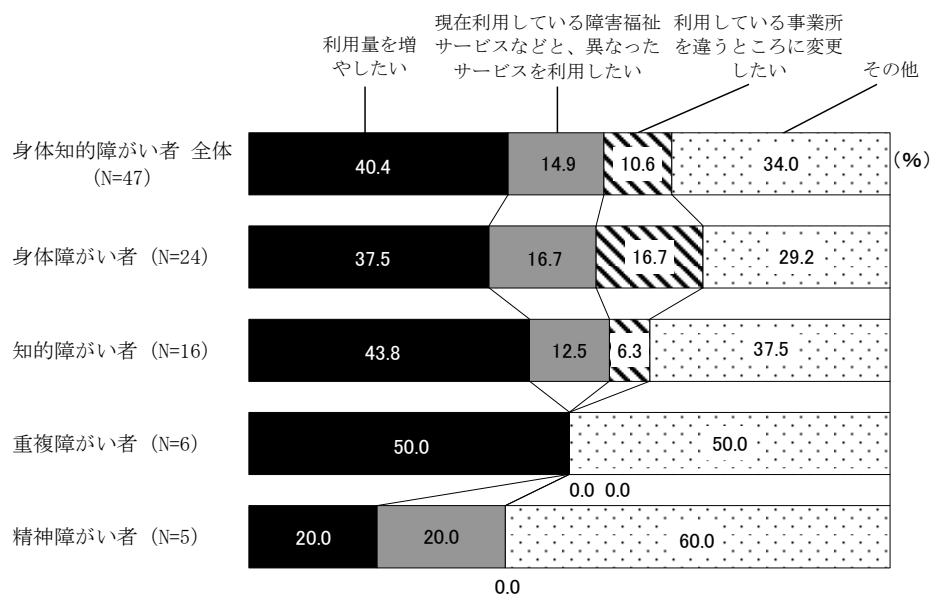
- ① 身体障がい者では、全てのサービスにおいて利用は1割未満と少ない状況であるが、「現在は利用していないが、必要なので利用したい」、「必要なときが来たら利用したい」など『必要な時に利用したい』という利用意向は、相談支援で約6割、日常生活用具の給付や移動支援サービスで過半数と意向希望が多い。
- ② 知的障がい者では、相談支援、生活介護、就労継続支援A型・B型、移動支援のサービスで2割以上の利用状況である。今後の利用意向としては、相談支援、行動援護、自立訓練が5割以上の希望と多くなっている。
- ③ 重複障がい者では、相談支援、生活介護、日中一時支援、移動支援のサービスで2割前後の利用状況である。今後の利用意向については、短期入所（ショートステイ）が5割以上と希望が多い。
- ④ 精神障がい者では、相談支援、就労継続支援A型・B型で約1割の利用がみられる外、ほとんど利用はない。今後の利用意向では、相談支援、行動援護、自立訓練、日中一時支援で5割程度希望がある。

現在利用しているサービスの内容、量の満足度を聞くと、「満足」と答えた人は、身体障がい者、知的障がい者で3割以上に対し、精神障がい者では25%強とやや満足度が低い。

「不満」の割合は全体的に1割程度であった。



また、さらに満足度を増やすためにはどうしたいかという問いでは、身体、知的、重複障がい者ともに「利用量を増やしたい」との回答であった。

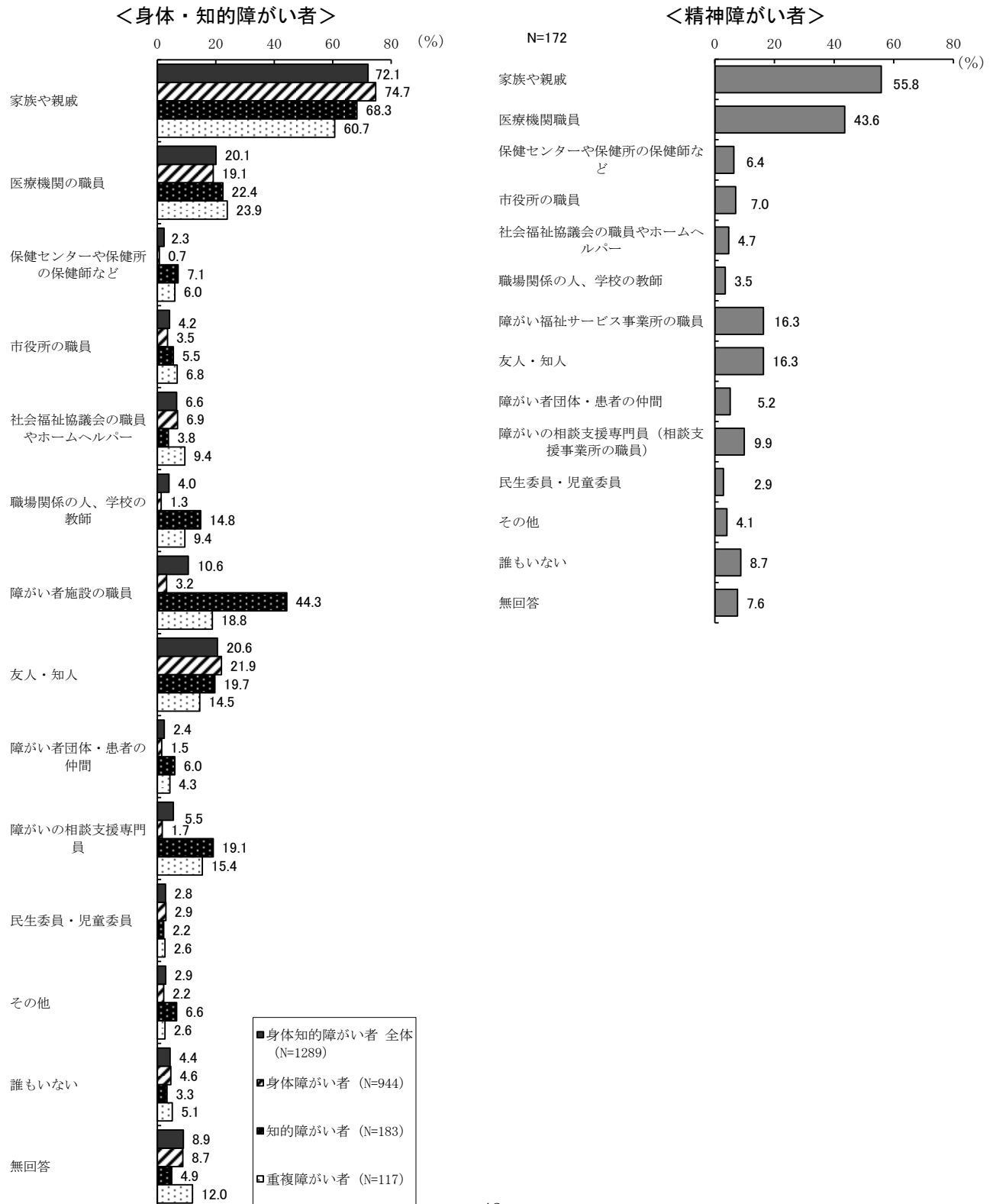


### 3. 悩みごとの相談相手や将来への不安

#### (1) 悩みごとなどの相談相手

あなたは、悩みごとや心配ごとを相談できる人がいますか。(〇はあてはまるものすべて)

悩みごとなどの相談相手について、各障がい者とも「家族や親戚」が最も多く、次いで多いのが、身体障がい者は「友人・知人」(21.9%)、知的障がい者は「障がい者施設の職員」(44.3%)、精神障がい者は「医療機関職員」(43.6%)と回答している。家族・親戚の身内以外に頼りにする相手が身体、知的、精神障がいの種別によって異なる結果となった。(家族の次に関係が深い相手となっている。)



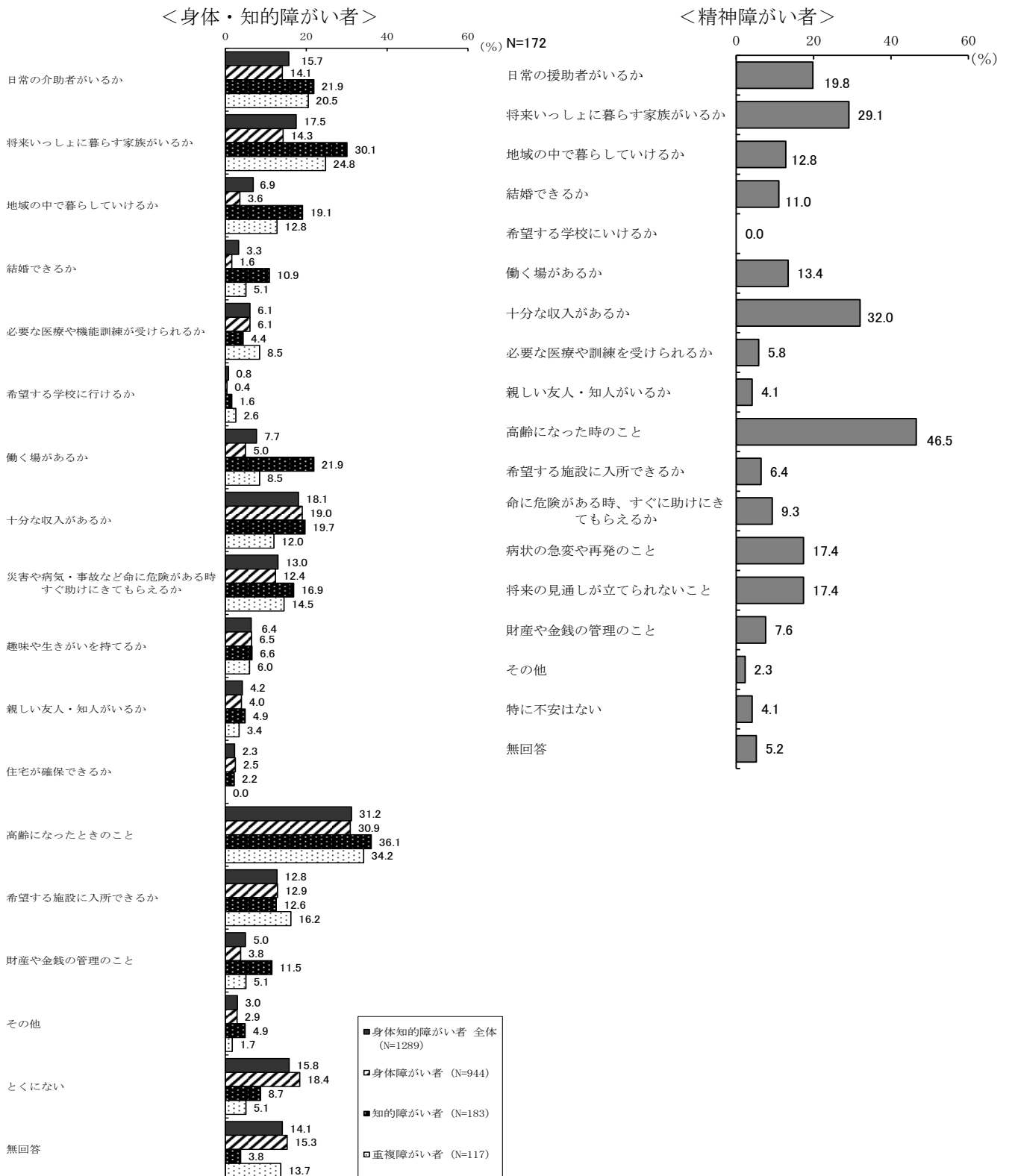


## (2) 将来に対する不安

将来のことで、特に不安に感じていることは何ですか。(〇はおもなもの3つまで)

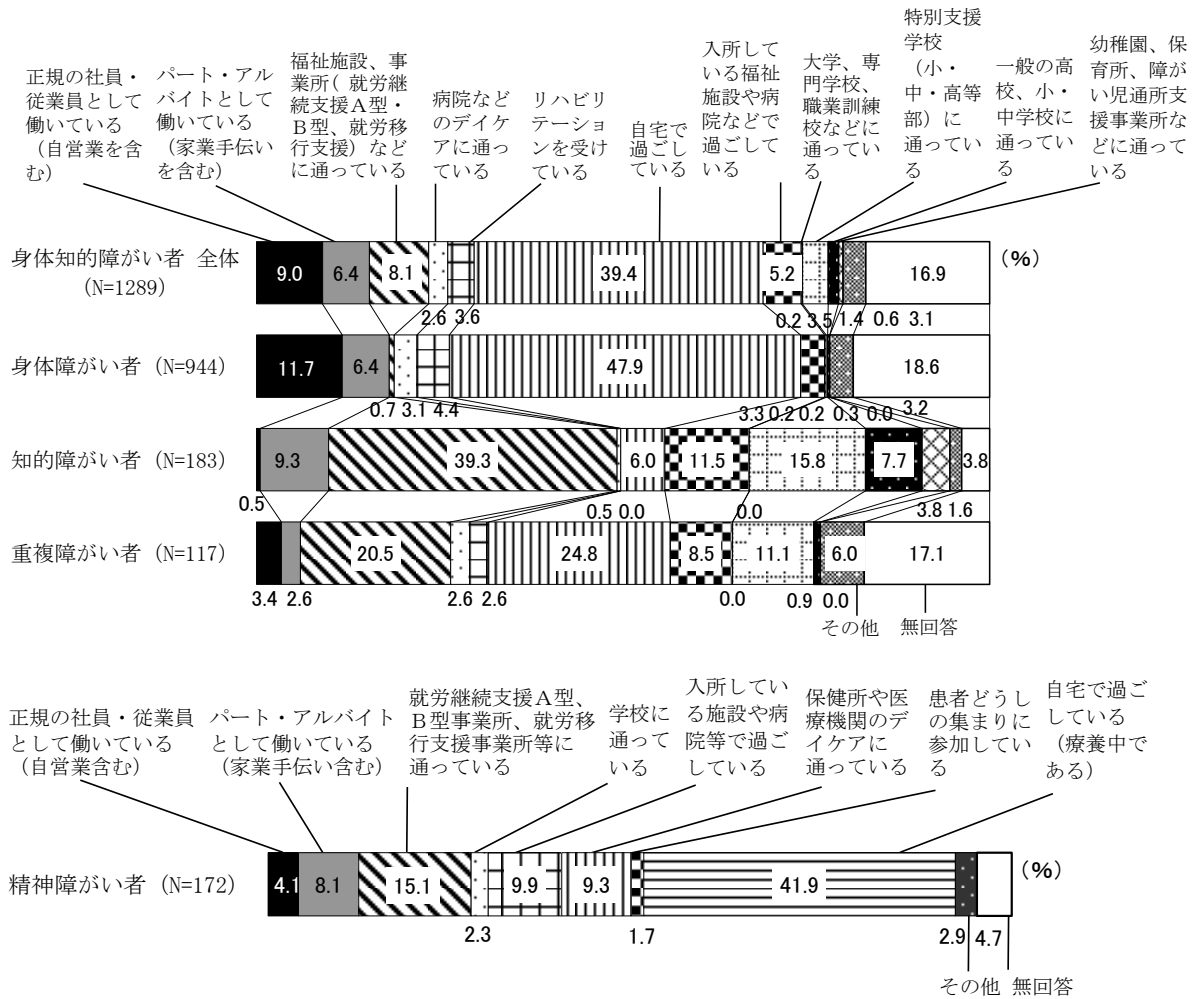
将来への不安について、各障がい者とも『高齢になった時のこと』が最も多い。(前回調査時と同様の結果となった。)次いで、身体障がい者以外では『将来一緒に暮らす家族がいるか』(知的:30.1%、重複:24.8%、精神:29.1%)、さらに精神障がい者は「十分な収入があるか」(32.0%)などの回答が多かった。

また、知的障がい者では『働く場があるか』(21.9%)、『地域の中で暮らしていけるか』(19.1%)など自立に関する項目が目立った。



#### 4. 就労・就学や外出時などの問題点や必要な支援

(1) 日常の過ごし方 あなたは、普段どのように過ごしていますか。(○は1つだけ)



日常の過ごし方については、「正規の社員・従業員として働いている (自営業含む)」、「パート・アルバイトとして働いている (家事手伝い含む)」、「福祉施設、事業所 (就労継続支援A型・B型、就労移行支援など)に通っている」を合わせた『就労している』人は、知的障がい者では約5割を占めているのに対し、精神障がい者、重複障がい者では2割半ばという結果であった。

身体障がい者は65歳以上の人数が半数を占めていることもあり、自宅で過ごしている割合が高い。施設や病院への入所・入院、デイケアやリハビリの通院、自宅(療養中)などの『働いていない』人(学生を除く)は、精神障がい者では約63%、身体障がい者約59%、知的障がい者18%、重複障がい者約39%となっている。

また、身体障がい者では『正社員』の割合が比較的多く、知的障がい者では、福祉施設や事業所等に通っている人がほとんどである。

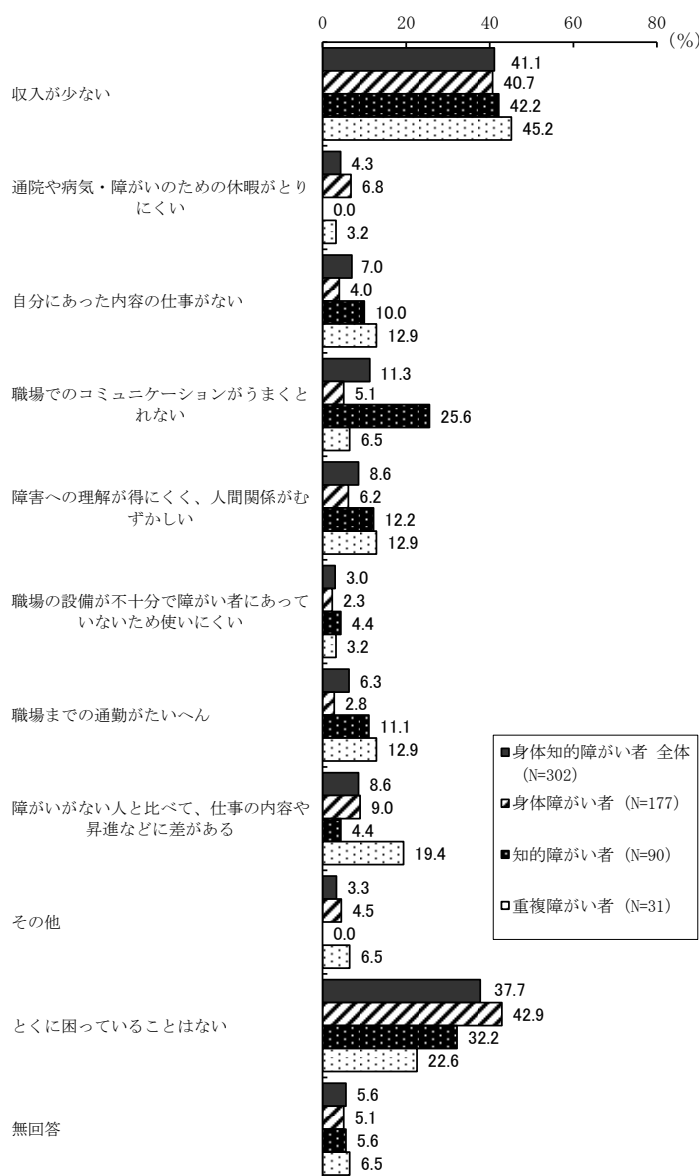
## (2) 仕事の悩み

※正社員やパート・アルバイト、福祉施設、事業所等に就労している人のみ

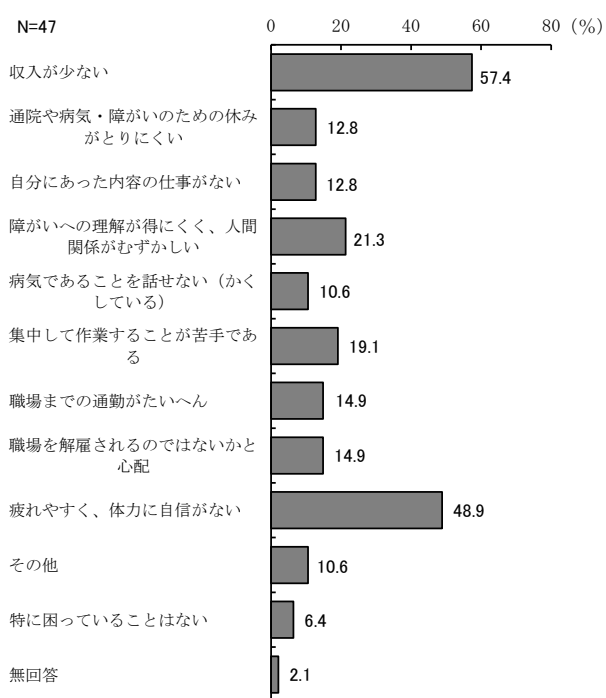
仕事のことで悩んでいることや困っていることがありますか。(〇はあてはまるものすべて)

就労している人に仕事の悩みについてたずねると、各障がい者とも「収入が少ない」(40%以上)ことが一番の悩みとの回答である。その他、知的障がい者は「職場でのコミュニケーションがうまくとれない」(25.6%)、精神障がい者は「疲れやすく、体力に自信がない」(48.9%)などの回答が多かった。逆に、身体・知的・重複障がい者では「とくに困っていることはない」との回答の割合も多い。

＜身体・知的障がい者＞

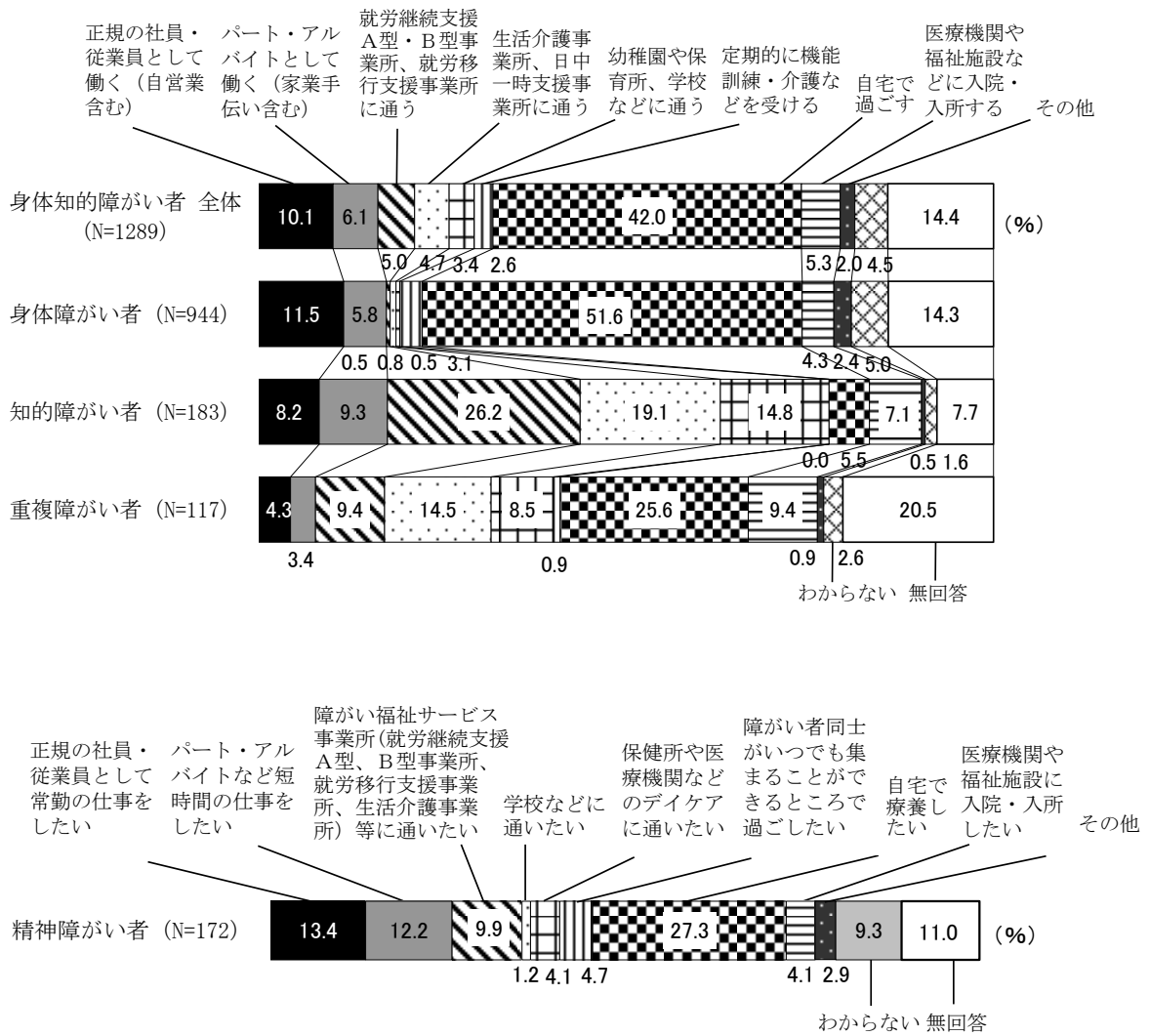


＜精神障がい者＞



### (3) 今後、希望する日中の過ごし方

今後の生活の在り方について、正社員やパート・アルバイト、就労支援事業所等などで『働きたい』とする人は、身体、重複障がい者では17-18%だが、知的障がい者では約44%、精神障がい者では約36%と高い。特に知的障がい者では「就労継続支援A型・B型事業所、就労移行支援事業所に通う」が26.2%と最も多い。反対に「自宅で過ごす」ことを希望するのはが身体障害者が51.6%と半数以上となっている。精神障がい者は、「正社員」や「パート・アルバイト」など金銭確保に対する意識が高い。

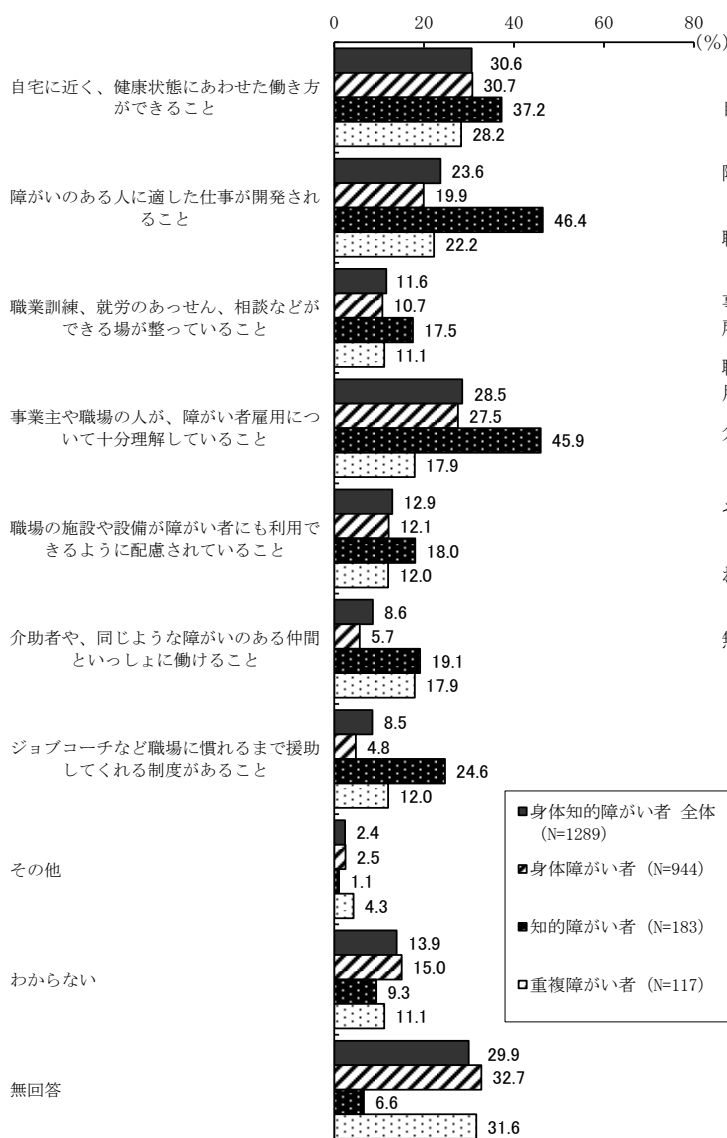


#### (4) 障がい者が働くための環境整備

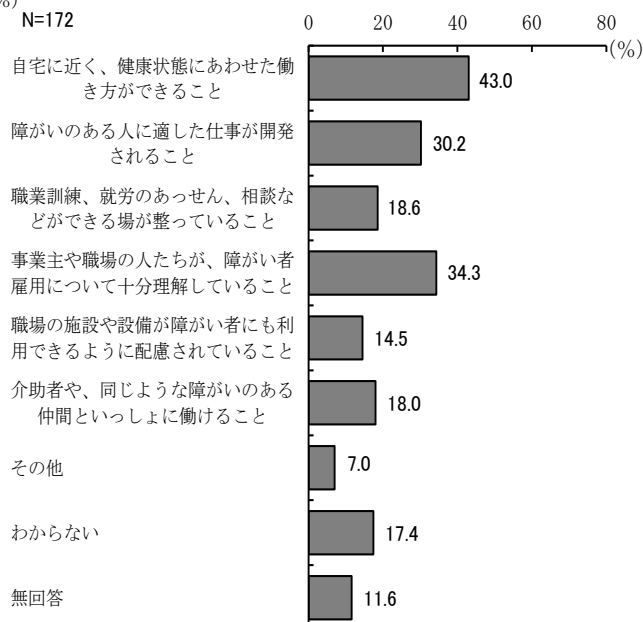
障がいのある人が働くために、どのような環境整備が大切と思いますか。

(〇は主なもの3つまで)

<身体・知的障がい者>



<精神障がい者>



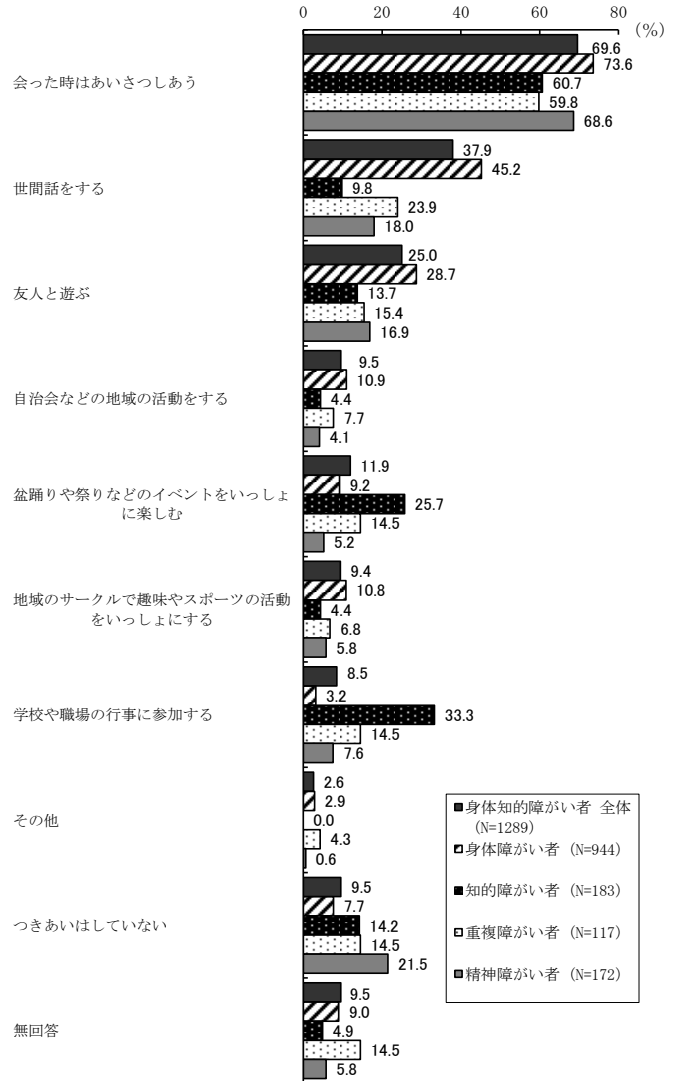
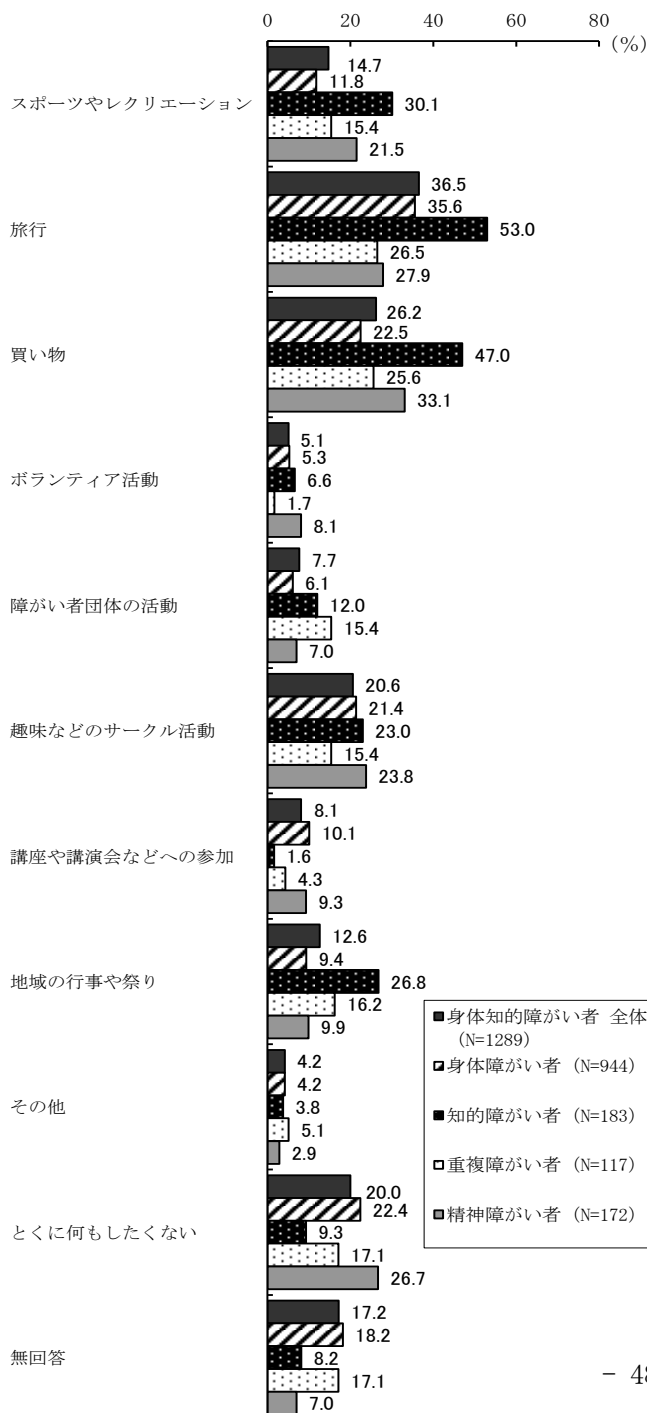
障がい者が働くための環境整備について、身体障がい者は「自宅に近く、健康状態にあわせた働き方ができること」が3割、「事業主や職場の人が、障がい者雇用について十分理解していること」が27.5%と回答。その他、知的障がい者では「障がいのある人に適した仕事が開発されること」(46.4%)と、就労環境への関心が強い。精神障がい者では「自宅に近く、健康状態にあわせた働き方ができること」(43.0%)が最多であった。

## 5. 地域とのかかわり

### (1) 地域の人々とのかかわりや地域活動

①あなたは、ふだん地域の方とどのようなおつきあいをしていますか。(〇は当てはまるものすべて)

地域の人々とのつきあいについて、各障がい者とも「会った時はあいさつしあう」が最も多く、身体障がい者では「世間話をする」(45.2%)、知的障がい者では「学校や職場の行事に参加する」(33.3%)、「盆踊りや祭りなどのイベントを一緒に楽しむ」(25.7%)なども多い。一方、精神障がい者は「つきあいはしていない」(21.5%)が他の障がい者に比べて多い。



②あなたは、今後どのような活動をしたと思いますか。(〇は当てはまるものすべて)

今後、参加したい地域活動について、知的障がい者では「旅行」、「買い物」の回答が5割前後と半数を占めているほか、「スポーツやレクリエーション」、「地域の行事や祭り」も多く、他の障がい者に比較して活動的なことがうかがえる。

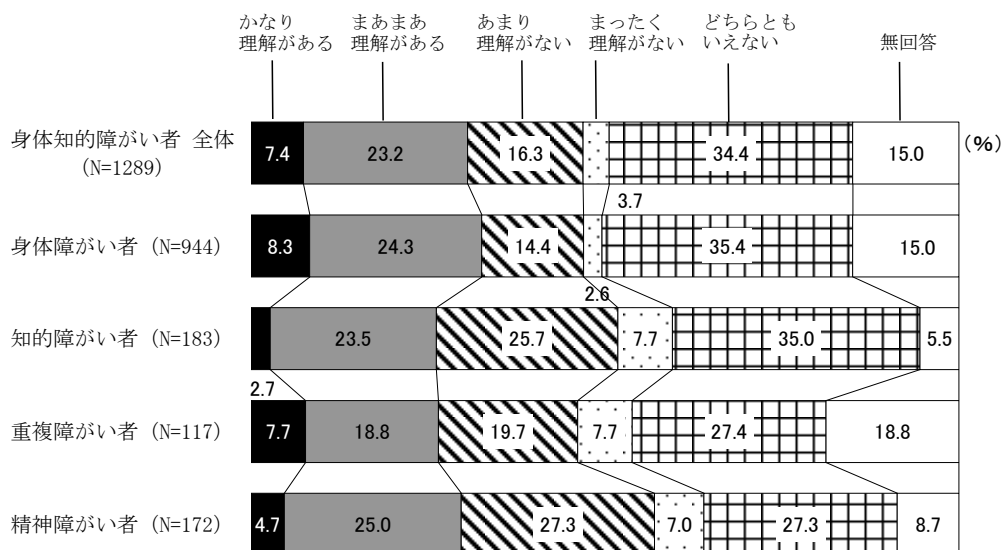
身体障がい者では「旅行」、「買い物」の回答が多いが「とくに何もしたくない」(22.4%)も比較的高い。

精神障がい者でも、「とくに何もしたくない」(26.7%)が比較的高く、地域の中で孤立しがちな傾向が垣間見える。

## (2) 障がい者に対する市民の理解

障がいや障がいのある人に対する市民の理解についてどのように感じていますか。

(○は1つだけ)

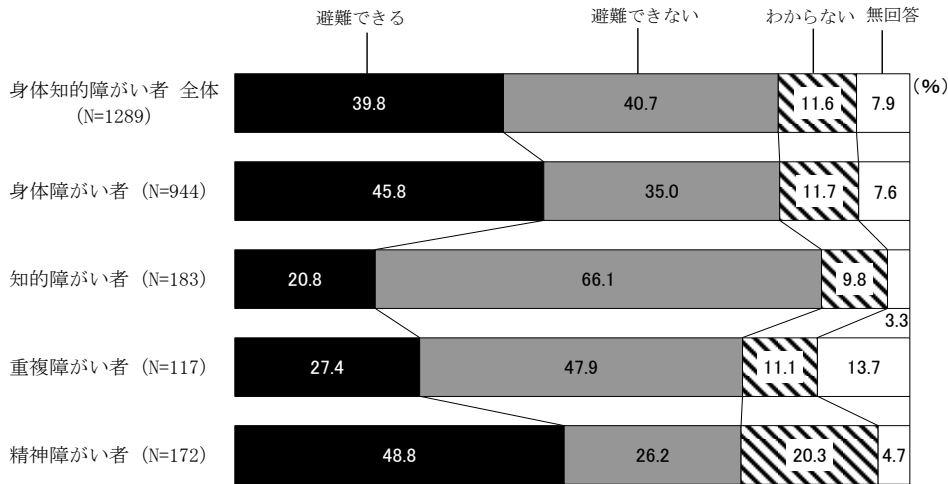


障がいに対する市民の理解について、「かなり理解がある」、「まあまあ理解がある」など『理解がある』と感じている人は、身体障がい者が 32.6%と最も多い。一方「あまり理解がない」、「まったく理解がない」など『理解がない』と感じている人は精神障がい者 34.3%、知的障がい者 33.4%と3割を超えており、身体障がい者以外は『理解がない』と感じている割合が『理解がある』人の割合を上回っている。このことから、外見からはわかりづらい障がいに対する市民の理解が、まだ十分とは感じていないことがうかがえる。

## 6. 緊急時の問題点

### (1) 緊急時の避難の可否

あなたは、災害などの緊急時の場合、一人で避難できますか。(〇は1つだけ)



災害などの緊急時に、一人で避難できるかどうかについて、「避難できる」との回答が身体障がい者は45.8%、精神障がい者は48.8%とおおよそ半数近くを占めているが、知的障がい者では約76%、重複障がい者では約60%が「避難できない」、「わからない」と回答しており、緊急時には半数以上の障がい者に避難の支援が必要となる。

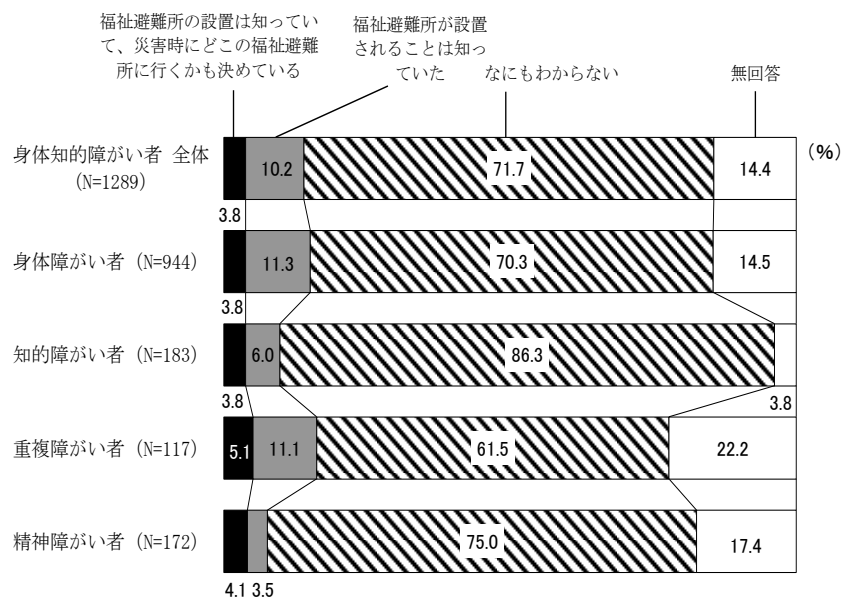
また、災害などの緊急時に、一人で避難できない理由についてたずねると、各障がい者とも『介助者の手助けが必要』との答えが最も多く、知的、重複、精神障がい者では、『緊急時という判断がつかない』、『避難場所がわからない』との回答も目立ち、緊急時の避難支援について、避難誘導や避難場所等の確認が必要である。

### (2) 福祉避難所の認知度

災害が起きたとき、障がいのある人や高齢者に配慮した「福祉避難所」の設置について知っていましたか。(〇は1つだけ)

福祉避難所の認知度について質問したところ、「福祉避難所の設置は知っていて、災害時にどこの避難所に行くかも決めている」、「福祉避難所が設置されることは知っていた」を合わせた福祉避難所の『認知度』は、各障がい者ともに2割に満たない状況であった。

「なにもわからない」人が7割以上であったことから、あらためて『福祉避難所』の周知、認知度を高めることの必要性を強く感じる結果となった。

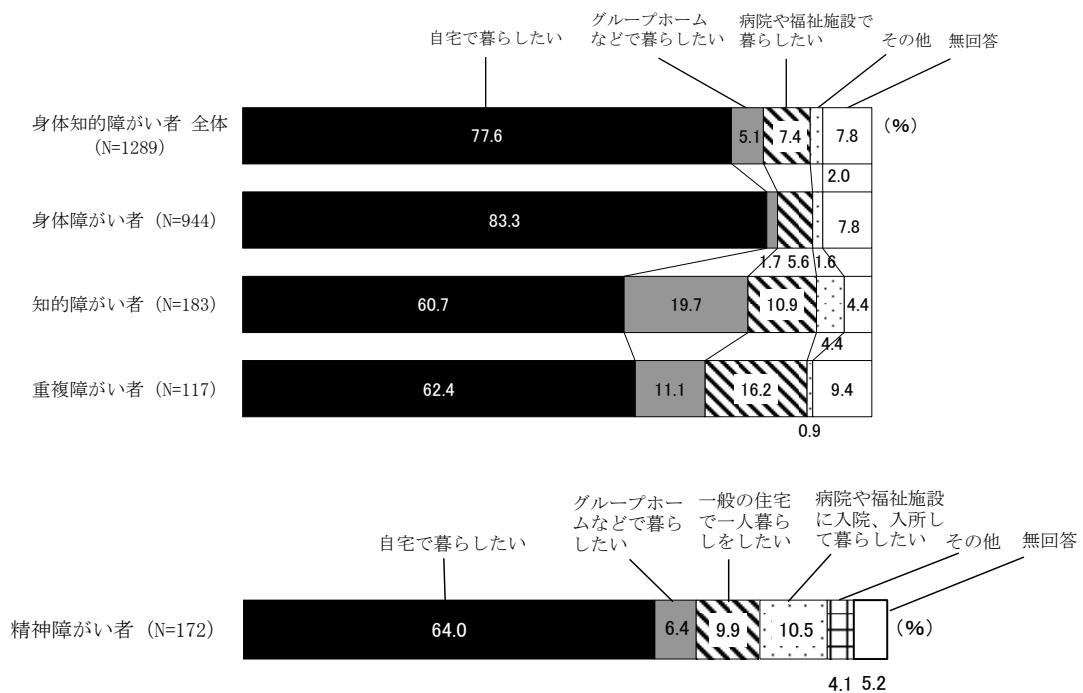




## 7. 障がい者が自立し暮らせるようにするために必要なこと

### (1) 今後、希望する生活の場

あなたは、これからの生活をどのように送りたいとお考えですか。(〇は1つだけ)



今後の生活の場について、各障がい者とも「自宅で暮らしたい」とする人が圧倒的に多い。  
また、知的障がい者では「グループホームなどで暮らしたい」(19.7%)との回答も多く、精神障がい者ではグループホームよりも「一般の住宅で一人暮らしをしたい」という回答の方が多い。

### (2) 自立した生活、暮らしやすい生活のために必要なこと

障がい者が自立して、暮らしやすくなる地域をつくるために必要なことについてたずねると、各障がい者ともに、「年金などの経済的な援助を増やしてほしい」という金銭的な援助4割前後と最も多く、次いで「ずっと安心して生活できる入所施設を増やしてほしい」が2割から4割弱の回答である。

また、知的障がい者では「障がいのある人に対するまわりの人の理解を深めてほしい」(53.6%)、「障がいのある友達と一緒に暮らすグループホームなどを増やしてほしい」(42.6%)が、他の障がい者に比べ突出して多く、さらに療育施設や特別支援学校などの教育に関する項目、社会参加や就労などの項目においても他の障がい者に比べ回答が多い結果となった。

【身体・知的障がい者】

【精神障がい者】

## IV 自由意見

### 1 回答者の自由意見

アンケート調査の自由意見欄に寄せられた意見の中から、課題となるものを抜粋して掲載

#### (1) 障がい者や介護者自身の悩みや不安など

- 保護者が居なくなってからどうするのか。やはり一番の心配事です。
- 外見は健康そうに見えるが、内部障がいのため周囲には大変さが分からない。
- 自分でも人間関係がうまく出来なくて生きにくさを感じる。周りに迷惑をかけるトラブルを招いて申し訳ないと思う。自分は生まれてこなかった方が良かったのかと思う。
- 心臓機能障害の1級障害者手帳をいただき24年になりますが、自分自身は障がい者とは思っていません。働くことで健康でいられたのだと思っています。まだまだ元気で頑張ります。

#### (2) 福祉の充実

- 保育所・幼稚園・学校の発達障がい児を受け入れやすい環境を作ってほしいです。発達障がいの子が他の子と同じ様な生活を、彼らなりに過ごしていけるような社会になると嬉しいです。
- 特別支援学校があっても入れなく、市外の学校に通わなくてはならないのは大変不便である。障害のある子にも平等に教育を受ける権利があるならば、市内の特別支援学校での対応ができることを望みます。
- 市内には言語訓練する医療機関がありません。言語訓練ができる施設、言語療法の提供を増やして欲しい。
- 障がい者を抱えている子供達への子育て支援についてはまだまだ情報提供が足りない。より情報が得やすい環境を望みます。
- 市内は車イスでの移動ができません。段差のない温泉やホテル、歯科医院などがあると嬉しい。
- 市内に生活介護事業所、身体障がい者を受け入れてくれる所が少ない。身体障がいのある子供が利用できる施設が少なすぎる。高校(特別支援学校)卒業後に受け入れてくれる施設もないのでとても不安。放課後等デイなどのサービスを提供している場が少ない。
- スポーツジムや歯医者などで、まわりの健常者の視線を気にする事なく利用できるよう、障がい者のための時間帯など設けてくださるととてもありがたい。

#### (3) 施設の整備

- 緊急時のショートステイを受け入れてくれる施設があったらどんなにいいか、と思っています。緊急時困った時にこそ受け入れ可能な施設の充実をお願いします。
- 医療的ケアを日中お願いできる施設がほしい。または病院で日中の預かり等を受け入れてくれるシステムがあればいい。
- 事業所が定員一杯で希望する日に入れない。
- 夏休み期間に合っただけの日数、日中一時など利用できる施設を増やしてほしい。土曜日でも仕事している人が多いので、その分も考慮してほしい。
- 車いすが走りやすい道路に出来ないものでしょうか？毎年ずっと思っています。また、緑豊かな公園が何ヶ所もあるので、老人が歩きやすい、障がいのある方が来て良かったと思え

るユニバーサルな公園をお考えくださることを期待します。

#### (4) 社会環境の整備

- もっともっと健常者に知ってもらえて、本当に障がい者に理解がある世の中になることを願っています。
- 聴覚障がい者は手話と思っらっしゃる方が多く困ります。私のように成人してから聴力をなくした者は手話は分かりません。この辺のこともやはり理解してもらうのは難しいと痛感しています。聴覚障がい者は、見た目が健常者と変わらないので、誤解が生まれることが多く、だんだんと外出が減ります。
- 障がい者同士が集まる若者の団体はあるのでしょうか？また、現在は個人情報の開示が制限されていて、どなたが手帳を持っておられるのかわかりません。障がい者同士の横のつながりが弱くなっているように思われます。
- 公的な場所の障がい者用駐車スペースを確保して欲しい。
- 生活のために、障がいがあっても働ける会社がほしい。
- 地域に密着した方々または市社会福祉協議会など目に見える定着型の後見制度を是非、全国に発進出来る仕組みを構築されるよう切に望みます。
- 聴覚障がい者にも防災無線で流す内容をFAX等で知らせてほしい。災害時の不安もあるので、もっと情報がほしい。
- 災害時の避難場所等をはっきり知らせてください。
- 障がい者用の駐車スペースを障がいのないような人が利用していることがある。

## 須賀川市障がい者計画等策定委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進と障がい者福祉の充実を図るため、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に基づく須賀川市障がい者計画及び障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に基づく須賀川市障がい福祉計画（以下これらを「障がい者計画等」という。）を策定するにあたり、須賀川市障がい者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項について定める。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 障がい者計画等の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定のために必要な事項。

### (組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員会は、次に掲げる障がい者支援に係わる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉団体関係者
- (3) 福祉施設関係者
- (4) ボランティア団体関係者
- (5) 行政、医療機関等関係者
- (6) 公募による者

3 委員の任期は、委嘱の日から障がい者計画等の策定が完了するまでの期間とする。

4 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

5 委員長は、委員を代表し、会務を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

### (検討会)

第5条 委員会の円滑な運営に資するため、第2条に掲げる事項についての実務的な検討及び庁内調整を図るため、委員会の下に検討会を設置する。

2 検討会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

3 検討会に座長を置き、健康福祉部長をもってあてる。

4 座長は、検討会の業務を統括する。

5 検討会の会議は座長が招集し、座長が議長となる。

(庶務)

第6条 委員会及び検討会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び検討会の運営に関し必要な事項は、委員会又は検討会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月2日から施行し、障がい者計画等の策定の完了した日に効力を失う。

別表第1 (第5条関係)

構成員
健康福祉部長
長寿福祉課長
こども課長
健康づくり課長
行政管理課長
人事課長
生活課長
総合サービス課長
商工労政課長
道路河川課長
建築住宅課長
都市整備課長
学校教育課長
文化・スポーツ課長
長沼支所市民サービス課長
岩瀬支所市民サービス課長

須賀川市障がい者計画等策定委員会委員

No.	団体名	役職名	氏名	備考
1	須賀川中央地域包括支援センター	管理者兼主任介護 支援専門員	柳沼 剛	
2	須賀川市身体障害者福祉会	会 長	塩田 邦平	委員長
3	須賀川市障がい者と家族の会	会 長	安藤 孝子	
4	須賀川市手をつなぐ親の会	会 長	森田 孝子	副委員長
5	フレンズ	会 長	西間木慎二	
6	相談事業所 Almond	相談支援専門員	千葉 典子	
7	須賀川共労育成園	園 長	渡邊 修	
8	須賀川市民生児童委員協議会	副会長	善方 常敏	
9	須賀川手話サークルあゆみ会	会 計	箭内 浩子	
10	音訳サークルかわせみ	会 長	山田 勇	
11	公立岩瀬病院	医療相談員	菊池 裕子	
12	須賀川養護学校	校 長	菊地恵美子	
13	公募委員		岡村 健二	
14	公募委員		松宮智恵子	

## 用語解説

### 【あ】

#### ■一般就労いっばんしゅうろう

通常の雇用形態のことで、労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労をいう。「福祉的就労」に対する用語として使用される。

#### ■ICT（アイシーティ）

情報通信技術。（ICTはInformation and Communication Technologyの略）。情報処理及び情報通信、つまりコンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。

### 【か】

#### ■介助かいじょ

病人、障がい者、高齢者などで、入浴、食事、排泄、移動、衣服の着脱などといった最も基本的な動作について、自分で行える度合いの低い人の動作を援助することをいう。

#### ■ケアマネジメント

障がい者が地域で生活するため、障がい者一人一人の生活ニーズに応じて、地域に散在する福祉・保健・医療・教育・就労等のサービスを適切に組み合わせて、一体的・総合的に提供するための手法。障害者自立支援法の施行により導入され、狭義には、障害支援区分の認定プロセスやサービス等利用計画作成サービスなどを、広義には地域自立支援協議会等における社会資源の連携や相談支援体制の構築を指す。

#### ■権利擁護けんりようご

自らの権利を主張したりニーズ（要求）を表明することが困難な障がい者等のために、その行為を代理したり、他者による権利侵害から守ること。

#### ■工賃こうちん

障がい福祉サービス事業所（就労継続支援B型事業所など）で働く障がい者に支払われる作業賃金（手当、賞与等含む）。事業所が授産活動で得た収入から必要経費を差し引いた残りが、工賃として利用者に支払われる。

#### ■合理的配慮ごうりてきはいりょ

障がい者が権利と基本的自由を享有し、行使することを保障するために必要とされる環境の改善、変更及び調整であり、かつ過度の負担を課さないものをいう。たとえば、障がいの状態に応じた専門性を有する教員の配置など。

### 【さ】

#### ■災害時支援協力員さいがいがいじしえんきょうりょくいん

震災や水害など大規模な災害が発生した時などに、各地域で要介護高齢者や障がい者など支援が必要な人の避難誘導や救助活動など支援をする地元ボランティア。



## ■<sup>じへいしょう</sup>自閉症スペクトラム

自閉症スペクトラム（英語：Autistic Spectrum Disorder(s)、略称：ASD）とは、自閉症、特定不能の広汎性発達障がいなどの各疾患を広汎性発達障がいの連続体の一要素として捉えたもののこと。自閉症連続体ともいう。

自閉症は、社会性の障がいや他者とのコミュニケーション能力に障がい・困難が生じたり、こだわりが強くなる精神障がい的一种。先天性の脳機能障がいとされる。

## ■<sup>しゃかいしげん</sup>社会資源

社会福祉を支える財政（資金）、施設や機関、設備、人材、法律など、社会福祉を成立させるために必要な物資及び労働をまとめて社会資源と呼ぶ。

一般的には、「利用者の要求を充足させるために動員されるあらゆる物的・人的資源を総称したもの」と定義される。

社会資源の開拓とは、その地域で起こっている生活問題や困難な課題の解決のため、公的制度に基づくサービスや制度に基づかない非公式な支援など、その地域に不足している資源を創設すること。

## ■<sup>しゅうろうけいぞくしえんじぎょうしょ</sup>就労継続支援事業所（A型・B型）

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスを提供する事業所の体系の一つ。就労を希望する障がい者に生産活動や就労の機会等を提供する。雇用契約を結び最低賃金を保障するA型と、雇用契約によらないB型とがある。

## ■<sup>しゅわつうやくしゃ</sup>手話通訳（者）

言語・聴覚に障がいのある人の意思疎通手段の一つである手話を用いる通訳。

## ■<sup>しょう じつうしよしえん</sup>障がい児通所支援

児童福祉法に基づき市町村が行う、障がい児支援の専門施設・事業としてのサービス。児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援事業などがある。

## ■<sup>しょう じにゆうしよしせつ</sup>障がい児入所施設

児童福祉法に基づき保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技術の付与、及び治療（医療型）を提供する入所施設。重度・重複障がいや被虐待児への対応、地域生活移行のための支援の充実が求められている。

## ■<sup>しょう しゃぎやくたいぼうし</sup>障がい者虐待防止センター

平成 23 年 6 月に成立した「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」において、市町村に機能設置が義務付けられた通報・相談窓口。関係機関と連携して適切な対応を図るほか、障がい者に対する虐待の防止の啓発活動を行う。市では平成 24 年 10 月 1 日に設置している。

## ■<sup>しょうがいしゃけんりじょうやく</sup>障害者権利条約

障がい者の尊厳と権利を保障するための人権条約。すべての障がい者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進、保護及び確保すること並びに障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することなどを目的としている。この条約は批准国に対し、障がい者の権利を確保するための取り組みを求めている。2006 年 12 月に国連総会で採択された。

## ■ 障がい者雇用率（法定雇用率）

障がい者の雇用の場を確保するため、常用労働者の数に対する一定割合（＝法定雇用率）の数の障がい者の雇用義務を事業主に課す制度。民間企業の法定雇用率は 2.0%、国や地方公共団体等は 2.3%。

## ■ 障害者差別解消法

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障がいを理由とする差別の解消を推進するための法律。（平成 25 年 6 月公布、平成 28 年 4 月施行予定）

## ■ 障害者就業・生活支援センター

障害者雇用促進法に基づき、障がい者の職業生活の自立と安定を図るため、就労に課題のある障がい者に対し、就業とそれに伴う生活上の支援を一体的に実施する機関。関係機関と連携しながら、職場実習のあっ旋や求職活動の支援、就職後の定着支援、それらに伴う生活上の支援を行う。

## ■ 障がい福祉サービス

障害者総合支援法に基づくサービスで、その種類と内容は次のとおり。

### ○ 介護給付

#### 居宅介護（ホームヘルプ）

日常生活に援助の必要な在宅障がい者に入浴、排せつ、食事の介護など身体介護や生活援助を行う。

#### 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度知的障がい者、精神障がい者で、常時介護を必要とする者に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。

#### 同行援護

移動に著しい困難を示す視覚障がい者を主たる対象とし、居宅移動時及び外出時に、必要な情報の提供、代筆・代読、移動の援護等の支援を行う。

#### 行動援護

自己判断能力が制限されている者が行動しようとするときの、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行う。

#### 療養介護

医療と常時介護を必要とする者に対する、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、医療的管理のもとでの介護及び日常生活の世話をを行う。

#### 生活介護

常時介護を必要とする者に対する、昼間、入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供を行う。

#### 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する者が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行う。

### 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い者に、居宅介護などの複数のサービスを複合的に行う。

### 施設入所支援

施設に入所する障がい者に対する、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護など。

### ○訓練等給付

#### 自立訓練

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行う。

#### 就労移行支援

一般企業などへの就労を希望する者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

#### 就労継続支援

一般企業などへの就労が困難な者に、生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

#### 共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居での、相談や日常生活上の援助を行う。

### ■情報リテラシー

情報(information)と識字(literacy)を合わせた言葉で、「情報活用能力」や「情報を使いこなす力」とも表現する。情報を主体的に選択、収集、活用、編集、発信する能力と同時に、情報機器を使って論理的に考える能力が含まれている。

### ■ジョブコーチ（職場適応援助者）

障がい者が職場に適応するため、雇用の前後を通じて障がい特性を踏まえた援助を行う者。障がい者に対する援助と同時に事業主に対する雇用管理上の必要な助言を行う。障害者職業センターに配置される者や就労移行支援事業所等の職員で必要な研修を修了した者などが従事している。

### ■身体障がい者

身体障害者福祉法では、①視覚、②聴覚又は平衡機能、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能、④肢体不自由（上肢、下肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）、⑤心臓機能、⑥じん臓機能、⑦呼吸器機能、⑧ぼうこう又は直腸機能、⑨小腸機能、⑩免疫機能、⑪肝臓機能 に障がいがある18歳以上の者であって、県知事から身体障害者手帳の交付を受けた者をいう。障がいの程度により1級から6級に認定される。

### ■身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき交付され、同法に規定する更生援護を受ける者であることを確認する証票。障がいの程度により1級から6級の等級が記載されている。

### ■ストーマ

消化管や尿路の疾患などにより、腹部に便又は尿を排泄するために増設された排泄口のこと。ストーマ装具は排泄口に備え付ける便や尿を受けとめる袋(パウチ)と、それをおなかの皮膚に貼る粘着部分(主に皮膚保護剤)をいう。

せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう  
■精神障害者保健福祉手帳

精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する者のうち、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある者を対象として、申請に基づき認定し県知事が交付する手帳。1級から3級までの等級がある。

せいねんこうけんせいど  
■成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う代理人等を選任する他、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、本人を不利益から守る制度。

せいねんひこうけんじん  
■成年被後見人

知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者で、成年後見人の選任がされた人を指す。

そうだんしえんせんもんいん  
■相談支援専門員

障がい者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画書を作成する者。相談支援事業を行う際は、事業所等に相談支援専門員を配置しなければならない。実務経験を満たし相談支援従事者研修(初任者研修)を修了した者が相談支援専門員となる。

【た】

たもくてき  
■多目的トイレ

車いす使用者が利用できる広さや手すりなどに加えて、ストーマ装具装着者対応の設備、おむつ替えシート、ベビーチェアなどを備えることで、車いす使用者だけでなく、高齢者、内部障がい者、子ども連れなどの多様な人が利用可能としたトイレ。

ちいきじりつしえんきょうぎかい  
■地域自立支援協議会

地域における障がい者(児)への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う組織で、障がい者やその家族、医療、保健、司法、教育、障がい福祉サービス事業所などの関係機関により構成している。市では、就労支援、事業所、生活支援の3つの専門部会を協議会の下部組織として設置し、専門、具体的な課題検討を行っている。

ちいきせいかつしえんじぎょう  
■地域生活支援事業

障害者総合支援法に定められ、利用者の身近な地域である都道府県・市町村が、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業を効率的に実施するもの。各自治体が必ず実施する事業(必須事業)として、以下の事業が定められている。

○市町村地域生活支援事業

- 1 理解促進研修・啓発事業
- 2 自発的活動支援事業
- 3 相談支援事業
  - (1) 基幹相談支援センター等機能強化事業
- 4 成年後見制度利用支援事業
- 5 成年後見制度法人後見支援事業
- 6 意思疎通支援事業
- 7 日常生活用具給付等事業
- 8 手話奉仕員養成研修事業
- 9 移動支援事業
- 10 地域活動支援センター機能強化事業

○都道府県地域生活支援事業

- 1 専門性の高い相談支援事業
  - (1) 発達障害者支援センター運営事業
  - (2) 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業
  - (3) 障害者就業・生活支援センター事業
- 2 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
  - (1) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業
  - (2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業
- 3 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業
- 4 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業
- 5 広域的な支援事業 都道府県相談支援体制整備事業

■ちりょうざいりょう えいせいざいりょう きゅうふ治療材料・衛生材料の給付

下肢機能、体幹機能の障がいがあり身体障害者手帳1級、2級を持つ65歳未満の人で知覚・膀胱・直腸・運動機能に障がいを有する人に治療材料給付券を、人工肛門、人工膀胱を造設した人で身体障害者手帳に該当しない人に衛生材料給付券を支給する在宅での重度障がい者への支援制度。

■とくべつしえんきょういく特別支援教育

特別支援学校及び特別支援学級における教育に加えて、通常の学級に在籍する学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)、高機能自閉症等の特別な教育的支援を必要とする児童・生徒への対応も積極的に行うなど、一人一人のニーズに応じた教育。

【な】

■にちじょうせいかつようぐ日常生活用具

重度の障がい者(児)に対し日常生活上の便宜を図る用具を給付または貸与する地域生活支援事業の一事業。介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意

思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具(住宅改修費を含む)などがある。

#### ■乳幼児健康診査にゅうようじけんこうしんさ

母子保健法により市町村が乳幼児に対して行う健康診査。1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査、その他の乳幼児健診等を実施しており、乳幼児の心身の発育・発達のスクリーニング、子育て支援等を行っている。

#### ■認知症にんちしょう

脳に何らかの原因で障がいがあり、脳の機能が低下することで、物忘れや判断力の低下など、日常生活に支障をきたす「脳の病気」のこと。

#### ■ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も、高齢者も若者も誰もが等しく家庭や住みなれた地域で互いに人間として尊重しあいながら、普通の生活ができるようにしていくという考え方。

### 【は】

#### ■発達障がいはったつしょう

自閉症スペクトラム、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの(発達障害者支援法第2条)。原因は不明な部分が多い。

#### ■バリアフリー

障がい者などの歩行、住宅などの出入りを妨げる段差などの物理的障がいがなく、動きやすい環境をいう。今日では物理的な障壁を取り除くことだけでなく、制度的、心理的、情報等、障がい者を取り巻く生活全般に関連している障壁(バリア)を取り除く(フリー)という意味でも用いられる。

#### ■バリアフリー新法しんぽう

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の通称。この法律は、高齢者や障がい者等(身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者を含むすべての障がい者)の移動や施設利用の利便性や安全性の向上を目的としている。

#### ■ハローワーク

厚生労働省が職業安定法により設置した公共職業安定所の愛称。求職者への職業相談や職業紹介、雇用保険の各種手続などの事務を総合的に行っているが、障がい者雇用についても、個々の態様に応じた職業紹介や職業指導、求人開拓などを行っている。

#### ■避難行動要支援者ひなんこうどうようしえんしゃ

災害時に自らを守るために安全な場所に避難するなど、一連の行動をとる際に支援を要する人。

#### ■福祉的就労ふくしてきしゅうろう

一般企業への就労が困難な障がい者のために福祉的な観点に配慮された環境での就労で、あくまでも施設の利用者という立場であり、自立更生を促進し、生きがいをつくるという意味合いがある。

#### ■福祉避難所ふくしひなんじょ

災害時に一般の指定避難所では生活が困難な高齢者や障がい者(災害時避難行動要支援者)を受け入れるため、特別な配慮(物資・器材・設備・人材など)がされている避難所。市では「拠点的福祉避難所」として市内4箇所の公共施設を指定し、「二次的福祉避難所」として民間の宿泊対応が可能な社会福祉施設を指定している。

#### ■ほうじんせいねんこうけん法人成年後見

判断能力が不十分な成年者を保護するための成年後見人に、個人ではなく法人が選任されること。法人後見人に選任された例として、司法書士で組織された社団法人や、社会福祉協議会、福祉公社などがある。

法人が成年後見人等になることの利点は、その団体の組織力を発揮できることであり、職務の内容が広範にわたる場合等にも、組織化された複数人により対応することが可能となる。また、個人より長期的な成年後見職務の執行が可能となる。

#### ■ほそうぐ補装具

身体の失われた部分や障がいのある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具。盲人安全杖・補聴器・義肢・車いす・歩行器など。

#### ■ボランティアセンター

ボランティア活動を支援するため、地区又は職場においてボランティアに関する事務を行う組織。日本では市区町村単位で社会福祉協議会に設置されることが多い。

### 【ま】

#### ■みんせいいいん民生委員

厚生労働大臣の委嘱により、住民の福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や情報提供を行い、社会福祉事業者や社会福祉活動を行う者と密接に連携し、関係行政機関の業務に協力する者。また、民生委員は児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行う児童委員に充てられる。

### 【や】

#### ■ユニバーサルデザイン

年齢・性別・身体・国籍など、人々が持つ様々な特性や違いを超えて、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、環境・建物・施設・製品等のデザインを作り上げていこうとする考え方。

#### ■ようかいごこうれいしゃ要介護高齢者

全面的な介護が必要な状態ではないが、寝たきり・介護を要する認知症などのため、日常生活の一部に介護を必要とする高齢者。

#### ■ようかいごじょうたい要介護状態

身体または精神上の障がいにより入浴・排せつ・食事など日常生活の基本的な動作について継続して介護を必要とし、介護保険の要介護認定の要介護1から5のいずれかに該当する状態。

#### ■ようごしゃ養護者

障がい者を現実に養護する者で、障がい者の世話をしている家族、親族、同居人などのこと。

■ようやくひっき要約筆記しゃ(者)

話し手の内容、要旨をつかんで、それを筆記して聴覚障がい者に伝える(者)。OHP(オーバー・ヘッド・プロジェクター)を使用し話し手の内容を用紙に書きスクリーンに投影する方法や、パソコンに文字入力して字幕のようにスクリーンに映し出す方法、用紙に書いた要約した内容を見せることで聴覚障がい者が情報を得るノートテイクがある。

【5】

■ライフステージ

人生の各段階「年代」のことをいい「乳幼児期」、「児童期」、「思春期」、「青年期」、「壮年期」、「老年期」などに区分し、各年代の健康状態や課題に着目した取組みを行う。

■リハビリテーション

心身に障がいのある者の人間的復権を理念とし、障がい者のもつ能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために用いられる専門的技術又はその考え方。リハビリテーションには、医学的・心理的・職業的・社会的・教育的分野等がある。

■りょういく療育

「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、相談・指導・診断・検査・訓練等の支援を行うこと。障がいのある児童などを対象に、障がいの早期発見・早期治療による障がいの軽減や、訓練等による基礎的な生活能力の向上を図る。

■りょういくてちょう療育手帳

知的障がい者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために、一定の障がいを有する者に対し申請に基づいて障害程度を判定し、療育手帳制度に定める「知的障がい者」であることの証票として県知事が交付する手帳。福島県では「A」、「B」の2段階に区分している。